

経済産業省委託事業

インドネシアにおける営業秘密管理マニュアル

2023 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ジャカルタ事務所

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第1章	法制度編	4
1.	インドネシアにおける営業秘密の定義	4
1.1.	営業秘密に関する法規制	4
1.2.	インドネシアにおける営業秘密の定義	5
1.3.	営業秘密及び特許	7
1.4.	営業秘密の保護	8
1.5.	営業秘密の保有者の権利	11
2.	営業秘密の登録	14
2.1.	営業秘密の登録	14
2.2.	権利移転の登録	15
3.	営業秘密の管理方法	16
3.1.	営業秘密の秘密を維持するための適切且つ合理的な努力	16
3.2.	営業秘密が他人にライセンスされる場合	18
3.3.	営業秘密に関する権利を移転する場合	18
4.	営業秘密の侵害	18
4.1.	法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 15 条	18
4.2.	法律 2000 年第 30 号第 14 条	19
4.3.	法律 2000 年第 30 号第 17 条	20
4.4.	法律 2000 年第 30 号第 11 条	20
5.	営業秘密の侵害に対する救済手段	21
5.1.	民事手続	21
5.2.	刑事手続	22
5.3.	その他の訴訟手続	23
6.	営業秘密に関する紛争の傾向	24
6.1.	総則	24
6.2.	裁判例の紹介	24
第2章	漏えい対策実践編	32
1.	インドネシアにおける秘密情報管理の3ステップ	32
1.1.	営業秘密とみなす情報の特定、重要度の選別	32
1.2.	現在の営業秘密管理体制の確認	32
1.3.	営業秘密管理体制の整備	35
2.	関連契約書作成時の留意点	40
3.	漏えいへの対応	41

第3章 各種関連書類参考書式（フォーム）	43
----------------------------	----

第1章 法制度編

1. インドネシアにおける営業秘密の定義

1.1. 営業秘密に関する法規制

インドネシア政府は 1994 年 11 月 2 日に「世界貿易機関（WTO）を設立するための協定を批准するための法律 1994 年第 7 号」を制定した。WTO を設立するための協定（以下「WTO 協定」という。）は、多角的貿易交渉のウルグアイ・ラウンドの帰結として 1994 年 4 月 15 日にモロッコのマラケシュにて合意されたものである。

WTO 協定には、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS 協定」という。）に関する附属書 1C が含まれており、WTO 加盟国が保護しなければならない最低限の知的財産権に関する規定がある。なお、TRIPS 協定のもとでは、WTO 加盟国が希望すれば、TRIPS 協定の規定に反しない限り、保護期間、保護の対象、保護の内容に関してより広範な（手厚い）保護を提供することが認められている。

インドネシア政府は、WTO 協定の批准後、2000 年から 2002 年にかけて、知的財産権に関する様々な法律を制定した。そのうちの 1 つが、2000 年 12 月 20 日に施行された「営業秘密に関する法律 2000 年第 30 号」（以下「法律 2000 年第 30 号」という。）である（詳細については、後掲本マニュアル第 1 章第 1.2 を参照）。本マニュアル作成時点において、法律 2000 年第 30 号は有効に存続している。なお、同法は 2000 年の制定以後改正されておらず、また、その改正に関する政府の計画や公式な議論も存在しない。

法律 2000 年第 30 号の冒頭部分には、同法の制定理由として、WTO 協定の批准のほか、国内外において競争力のある産業の発展には、知的財産権制度の一環として営業秘密を法的に保護し、社会の創造性と革新性を支援できる環境を整える必要があることが掲げられている。

さらに、インドネシア法務人権省国家法制局の分析評価チーム（Tim Analisa dan Evaluasi Peraturan Badan Pembinaan Hukum Nasional Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia RI）による営業秘密（法律 2000 年第 30 号）に関する 2010 年の最終報告書

(以下「BPHN 最終報告書」という。)¹には、法律 2000 年第 30 号の制定が必要とされた理由の一つとして、インドネシア民法及びインドネシア刑法の下で営業秘密の保護に一般的に適用される規定は、他の事業主による不公正な取引から営業秘密の保有者を保護するには十分でないと考えられることが言及されている。民法及び刑法の関連する条項は以下のとおりであり、民法では一般的な不法行為に関する条文のみで営業秘密の保護が図られており、刑法では故意による営業秘密の漏洩のみが刑罰の対象となっており、かつ、親告罪となっている。

○ インドネシア民法典

第 1365 条

不法行為により他者に損失を与えた場合、その過失により損失を与えた当事者は損失を賠償する義務を負う。

○ インドネシア刑法典

第 322 条

- (1) 現在又は以前に、地位や職務に基づき秘匿すべき秘密を故意に開示した者は、9 ヶ月以下の禁固又は 9,000 ルピア以下の罰金に処される。
- (2) 犯罪が特定の人物に対して行われた場合、その犯罪はその特定の人物からの告訴に基づいてのみ起訴される。

第 323 条

- (1) 自身が勤務している、又は勤務していた会社に関する、本人が秘密にしなければならない特定の事項を故意に開示した者は、9 ヶ月以下の禁固又は 9,000 ルピア以下の罰金に処される。
- (2) この犯罪は、その会社の経営陣による告訴に基づいてのみ起訴される。

1.2. インドネシアにおける営業秘密の定義

法律 2000 年第 30 号においては、TRIPS 協定で使用されている「開示されていない情報 (undisclosed information) (以下、「非開示情報」という。))」に相当する用語として「営業秘密 (rahasia dagang)」という用語が使用されている。

TRIPS 協定には WTO 加盟国が保護を与えることが義務づけられる「非開示情報」について定義しており²、これとの整合を図る形で法律 2000 年第 30 号の「営業秘密」は

¹ https://www.bphn.go.id/data/documents/rahasia_dagang.pdf

² TRIPS 協定第 39 条 2 項では、非開示情報について以下のとおり規定 (定義) されている。

次のとおり定義されている。

○ 法律 2000 年第 30 号

第 1 条

技術及び／又はビジネス分野における情報で、公知になっておらず、企業活動において有益であるため経済的価値を有し、営業秘密の保有者によってその秘密が保持されているもの。

インドネシア及び日本における営業秘密の定義の比較は以下のとおりであり、インドネシアの法律 2000 年第 30 号と日本の不正競争防止法における営業秘密の定義は概ね同内容となっている。

表：インドネシアと日本の営業秘密の定義の比較

	インドネシア	日本
根拠規定	法律 2000 年第 30 号第 1 条 1 項	不正競争防止法第 2 条 6 項
秘密管理性	営業秘密の保有者によってその秘密が保持されていること (dijaga kerahasiaanya oleh pemilik Rahasia Dagang)	秘密として管理されていること
有用性	企業活動において有益であるため経済的価値を有すること (mempunyai nilai ekonomi karena berguna dalam kegiatan usaha)	生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること
非公知性	公知になっていないこと (tidak diketahui oleh umum)	公然と知られていないこと
情報の種類	技術及び／又はビジネス分野における情報 (di bidang teknologi dan/atau bisnis)	技術上又は営業上の情報

他方で、インドネシアにおいて、営業秘密は、不正競争防止の一環としてのみなら

39.2 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法(注)により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

注：この2の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

- (a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること。
- (b) 秘密であることにより商業的価値があること。
- (c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること。

ず、知的財産権の一つとして保護されており³、本マニュアル第 1 章第 1.5 で後述する営業秘密のライセンス及び同章第 2.2 で後述する営業秘密に関する権利の譲渡に関する規定が法定されている点等が日本と異なる。

なお、法律 2000 年第 30 号には、営業秘密の「保有者」の定義はないため、BPHN 最終報告書を含む複数の文献で、この点が問題として指摘されている。例えば、営業秘密が雇用関係下で作成された場合、誰が営業秘密の保有者とみられるべきか（会社か従業員か）が不明確である。したがって、営業秘密の帰属を巡るトラブルを回避する観点からは、実務的には、雇用契約や就業規則において、従業員が会社に雇用されている間に創出・開発した知的財産や営業秘密は会社に帰属すること、雇用関係終了後にも従業員はその知的財産及び営業秘密の秘密を保持しなければならないことを明記することが重要である。

1.3. 営業秘密及び特許

インドネシアにおける特許は、法律 2000 年第 30 号とは異なる法律、すなわち「雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号」によって改正された「特許に関する法律 2016 年第 13 号」（以下「法律 2016 年第 13 号」という。）に規定されている。法律 2016 年第 13 号に基づく特許の定義は以下のとおりである。

○ 法律 2016 年第 13 号

第 1 条 1 項

技術分野における発明について、発明者が自らその発明を実施し、又は他者にその実施を許諾するために、国から一定期間与えられる排他的権利

さらに、発明の定義は以下のとおりである。

○ 法律 2016 年第 13 号

第 1 条 2 項

(2) 製品若しくはプロセス、又は製品・プロセスの完成及び開発という形で技術分野における特定の問題解決に向けられた発明者のアイデア

実務においては、営業秘密の保護は、特許が付与されない発明のための代替手段となっている。また、特許を取得することが可能な発明であっても、以下の理由により

³ 営業秘密に関する権利は、「本法に基づき発生する営業秘密に関する権利」と定義されている（法律 2000 年第 30 号第 1 条 2 項）。

営業秘密による保護が選択される場合もある。

- ① 特許による保護は、一定の期間、すなわち 20 年間の保護に限定され⁴、保護期間が満了すると、その発明はパブリックドメイン（公有）となる。一方、営業秘密の保護には期間の制約はない。すなわち、営業秘密としての保護要件が満たされている限り、営業秘密の保護に関する規定が適用される。
- ② 営業秘密は、政府への出願・登録等の手続を必要とせず、本マニュアル第 1 章第 1.4 (3) で後述する営業秘密保護の要件を満たす限り、営業秘密に対する保護を直ちに受けることができる。一方、特許は政府（法務人権省の知的財産総局（Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual (DJKI) ⁵）への登録が必要である。特許権として保護を受けるためには、特許権証明書によって証明されなければならない。
- ③ 営業秘密と異なり、特許の場合には、出願後方式審査後に発明の内容が公開される。

一方で、特許として出願・登録を行った場合には、その保有者や権利範囲が特許登録証によりある程度明確になり、第三者に対して対抗することが比較的容易であるのに対し、営業秘密の場合には、営業秘密の該当性やその範囲が不明確であり、第三者に対して対抗するためには一定の立証が必要となるというデメリットもある点に留意が必要である。

表：営業秘密と特許の比較

	営業秘密	特許
法令根拠	法律 2000 年第 30 号	法律 2016 年第 13 号
公開性	非公開	公開
登録	知的財産総局への出願・登録不要	知的財産総局への出願・登録必要
排他独占性	他者が同じ発明を完成し利用することを排除することはできない	他者は特許権者の承諾なしに当該特許を実施してはならない
保護期間の制限	なし（保護要件を満たす限り保護を受けることが可能）	あり（出願日から 20 年）

1.4. 営業秘密の保護

(1) 権利の発生時期

法律 2000 年第 30 号には、営業秘密に関する権利の発生時期は具体的に規定されてい

⁴ 簡易特許（日本における実用新案に相当）は 10 年間の保護期間が定められている。

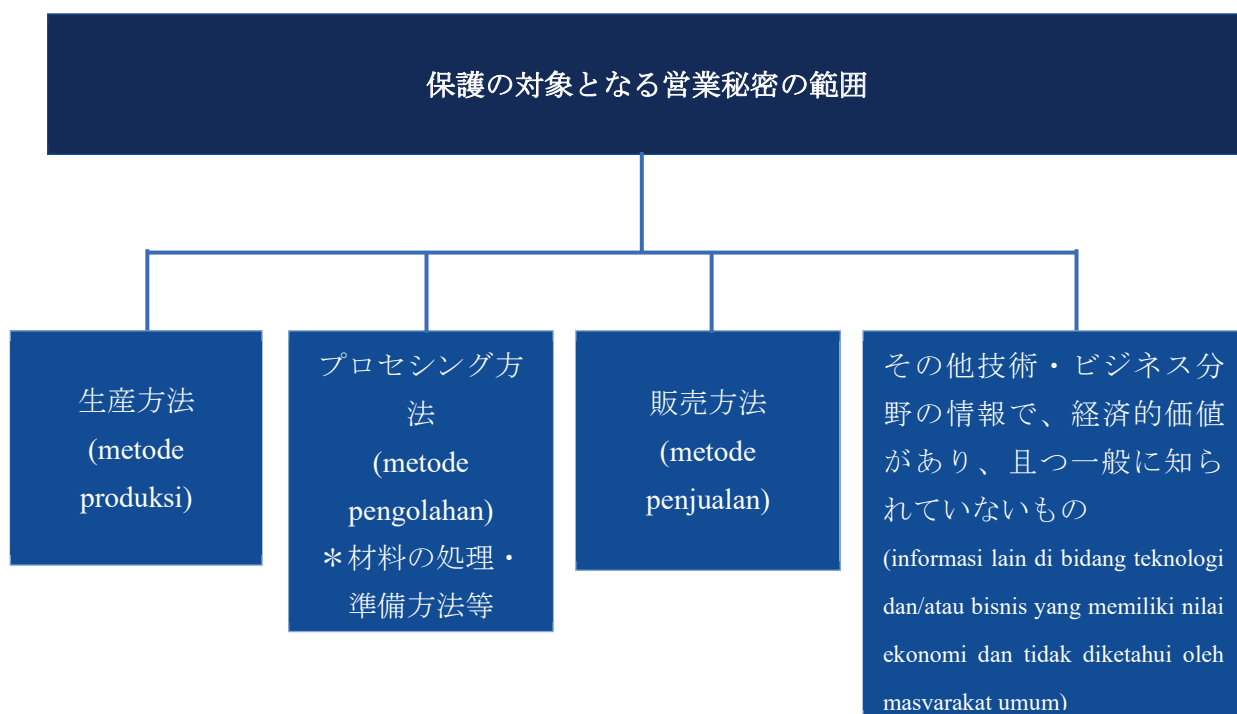
⁵ 英語読みで Directorate General of Intellectual Property (DGIP) と呼ばれることもある。

ない。他方で、同法の制定前の国民協議会と政府の間の法案協議に関する論点リスト⁶（以下「論点リスト」という。）において、政府は、権利の発生時期について、「営業秘密に対する権利は経済活動で使用されることにより発生する。」と説明している。

すなわち、他の幾つかの知的財産権とは異なり、営業秘密は、保有者が保護を受けるために登録が不要であるため、使用時から発生すると考えられている。もっとも、論点リストでは「使用」の具体的内容については触れられていないため、どのような行為が「使用」にあたるかは不明確である。登録制度に関しては、本マニュアル第1章第2.1で後述する。

(2) 保護の対象となる営業秘密の範囲

保護の対象となる営業秘密の範囲は、以下のとおりである（法律2000年第30号第2条）。



なお、論点リストには、「その他の技術・ビジネス分野の情報で、経済的価値があり、且つ一般に知られていないもの」という項目は、技術・ビジネスの急速な発展を見越し、政府が補足的に営業秘密の保護範囲に追加したものであると記録されている。こ

⁶ Daftar Inventarisasi Masalah Fraksi-Fraksi DPR-RI dan Tanggapan Pemerintah atas Rancangan Undang-Undang tentang Rahasia Dagang.

の項目を対象範囲に含めることで、技術・ビジネス分野のその他の情報についても、経済的価値があり、秘密性・非公知性を有する範囲で保護対象に含まれることが期待される。

上記に関連して、BPHN 最終報告書には、法律 2000 年第 30 号で保護される情報の例として、次のものが挙げられている。

- ① 顧客リスト
- ② 市場調査
- ③ 技術的研究
- ④ 特定の製品を生産するために使用されるレシピ／フォーミュラ
- ⑤ 有益な特定の作業システム
- ⑥ 販売キャンペーンの根底にあるアイデア／コンセプト
- ⑦ 製品の利益率を示す財務情報／価格表
- ⑧ 化学物質や機械を使って製品を変化／生産する方法

(3) 保護の要件

「営業秘密」の定義に合わせて、法律 2000 年第 30 号には、営業秘密とみなされる情報が以下の表に示される 3 つの要件を満たす限り、営業秘密として保護されると規定されている（同法第 3 条）。

表：営業秘密の保護の要件

要件	解説
情報が秘密であること (bersifat rahasia)	その情報が特定の当事者によってのみ知られ、又は公衆によって知られていないことを意味する。 法律 2000 年第 30 号には、「特定の当事者」の定義・範囲に関する説明はないが、BPHN 最終報告書には、「特定の当事者」とは、情報の保有者及び利益を得るための活動（商業活動）を行うために営業秘密を使用する者を指すと記載されている。
経済的価値を有すること (mempunyai nilai ekonomi)	その情報が事業や商業活動を行うために使用できること、又は経済便益（利益）を増大させることができることを意味する。
情報の秘密が保持されていること (dijaga kerahasiaannya melalui upaya sebagaimana mestinya)	情報の保有者又は情報を管理する者が、秘密を保持するために適切且つ合理的な努力を払っていることを意味する。 法律 2000 年第 30 号の注釈には「適切且つ合理的な

	努力」とは、合理性、適正性、妥当性に基づいて行わなければならない全ての努力を意味すると記載されている。 この定義自体は抽象的なものであるが、法律 2000 年第 30 号の注釈には、適用例も紹介されている。例として、会社において、営業秘密の保管方法及び秘密保持の管理責任者について定めた社会通念上の標準手順が社内規則に定められていなければならないことが挙げられている。 なお、インドネシア労働法（法律 2003 年第 13 号。法律代行政令 2022 年第 2 号により改正。）の観点からは、社内規則が有効に適用されるためには、雇用契約上の根拠を有する必要があることに留意が必要である。就業規則や労働協約が作成されている場合は、就業規則・労働協約に根拠が規定されている必要がある。詳細は本マニュアル第 2 章第 1.2 を参照。
--	---

1.5. 営業秘密の保有者の権利

(1) 総則

法律 2000 年第 30 号には、営業秘密の保有者は以下の権利を有すると規定されている（同法第 4 条）。

- ① 営業秘密を使用する権利。
- ② 第三者に営業秘密を使用することを許諾又は禁止する権利、又は第三者に商業目的で開示することを許諾又は禁止する権利⁷。

(2) 営業秘密のライセンス契約

法律 2000 年第 30 号第 4 条に記載の権限を第三者へライセンス⁸するためには、営業秘密の保有者とライセンシー間のライセンス契約に基づく必要がある（同法第 6 条）。

営業秘密のライセンス契約には、知的財産ライセンス契約の登録に関する政令 2018

⁷ 非商業目的で営業秘密を開示することを許諾・禁止することも禁じられていないが、他方で、営業秘密として保護を受けるためには秘密が保持されている必要があることに注意が必要である。

⁸ ライセンスとは、営業秘密の権利者が、権利の許諾（権利の譲渡ではない）に関する契約により、他者に対し、一定の期間及び条件の下、その営業秘密の経済的利益を享受することを許諾することを意味する（法律 2000 年第 30 号第 1 条 5 項）。

年第 36 号（以下「政令 2018 年 36 号」という。）が適用され⁹、同法に基づき、ライセンス契約が外国語で作成された場合は、契約をインドネシア語に翻訳する必要がある。

ただし、政令 2018 年 36 号の翻訳義務に関わらず、インドネシアには、インドネシア人（法人を含む。）が当事者となる契約について、インドネシア語の使用を義務付ける法令（「国旗、国語、国章、国歌に関する法律 2009 年第 24 号」及び「インドネシア語の使用に関する大統領令 2019 年第 63 号」を総称して、以下「言語法令」という。）があることに留意されたい。契約に関するインドネシア語の使用義務は、契約締結後に外国語契約書のインドネシア語訳を作成することとは異なると解するのが一般的であるため¹⁰、営業秘密のライセンス契約の当事者のいずれかがインドネシア人（又はインドネシア法人）の場合には、契約締結までにインドネシア語の契約書の作成が必要である。

法律 2000 年第 30 号の注釈には、ライセンシーが営業秘密を使用する権利は、一定の期間に限定されなければならないと規定されている。

また、法律 2000 年第 30 号の注釈には、営業秘密の機密性の観点から、営業秘密の保有者は、営業秘密の機密性を守ることのできる営業秘密の保有者の専門職員・従業員をライセンシーに直接派遣するか又は配置することにより、使用权を付与しなければならないと規定されている¹¹。したがって、営業秘密のライセンスを行う場合には、営業秘密の保有者は、営業秘密を取り扱うことのできる自社の従業員をライセンシーに出向又は駐在させなければならない点に留意が必要である。

営業秘密に関するライセンス契約は、営業秘密の保有者及びライセンシーが独占的にライセンスを付与することに合意しない限り、営業秘密の保有者が営業秘密を使用すること、又は他の当事者にライセンスを付与することを禁止するものではない（法律 2000 年第 30 号第 7 条）。

⁹ 政令 2018 年 36 号の適用対象である「ライセンス」には、営業秘密に関する法律 2000 年第 30 号、意匠に関する法律 2000 年第 31 号、集積回路配置に関する法律 2000 年第 32 号、著作権に関する法律 2014 年第 28 号、特許に関する法律 2016 年第 13 号及び商標及び地理的表示に関する法律 2016 年第 20 号に規定のライセンスが含まれる（政令 2018 年第 36 号第 1 条 1 項）。

¹⁰ インドネシア人当事者と外国人当事者との間の契約で、インドネシア語に加えて外国語で契約が作成される場合、言語法令は、当事者が契約の統治言語を決定することを認めている。他方で、言語法令に従ってインドネシア語版の契約書が作成されていない場合、その契約は無効とみなされる可能性がある。インドネシア最高裁判所が、インドネシアの当事者と外国の当事者との間の契約が外国語のみで作成されたことを理由に、その契約を無効とした判例が存在する。言語法令に基づく要件を考慮すると、ライセンス契約の当事者にインドネシア当事者が含まれる場合は、政令 2018 年第 36 号に基づく翻訳の作成義務は、言語法令に基づくライセンス契約のインドネシア語版の作成義務に取って代わると考えられる。

¹¹ この義務は、例えば、プロジェクトの実施又は機械の新規購入の一環としてなされる技術サポートの提供とは異なる（法律 2000 年第 30 号注釈）。

また、政令 2018 年第 36 号には、ライセンス契約に規定すべき最低限の情報として以下の事項が列挙されており（第 7 条 2 項）、これらが規定されていないライセンス契約は登録の申請が知的財産総局によって認められない可能性がある¹²。

- ① ライセンス契約の締結年月日及び場所。
- ② ライセンサー及びライセンシーの名前と住所。
- ③ ライセンス契約の目的。ただし、営業秘密の実質的な内容が開示されないように、抽象的に記載する必要がある。
- ④ 独占的か非独占的か。
- ⑤ ライセンス契約の期間。
- ⑥ ライセンス契約の適用地域。

(3) ライセンス契約の登録

法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密のライセンス契約は、インドネシアにおける知的財産関連の監督・管理を担当する政府機関として、知的財産総局に登録（pencatatan）されなければならない。この登録手続は、ライセンス契約の事務的なデータのみを管理するものであり、営業秘密の実質面を管理するものではない。

上記の登録が行われない限り、ライセンス契約は第三者に対して法的効力を有さない（法律 2000 年第 30 号第 8 条 2 項）。法律上は、「第三者に対する法的効力がない」の意味について詳細な説明や具体例は記載されていない。一般的には、例えば、第三者による営業秘密の侵害があった場合に、（契約書が登録されていない）ライセンシーは第三者に対して法律 2000 年第 30 号に基づく諸請求を行う権利を有しないと解される。

営業秘密のライセンス契約の登録には、事務手数料（非租税国家歳入）が課される。本マニュアル作成時点において、事務手数料の金額は、法務人権省において適用される非租税国家歳入の税率の種類に関する政令 2019 年第 28 号において、以下のとおり規定されている。

表：営業秘密のライセンス契約登録の事務手数料

	申請者の事業規模	事務手数料（ルピア）／申請
1	零細企業及び小規模企業	150,000
2	一般	250,000

¹² ライセンス契約が無効であるとの主張につながる恐れもあるため、必要要件を満たすことが望ましい。

登録が完了することにより、ライセンス契約の登録は「営業秘密に関する官報」により発表されることになる（法律 2000 年第 30 号第 8 条 3 項）。法律上は、「営業秘密に関する官報」が何を指すかについて説明はないが、一般的には、法務人権省が管理する定期的な官報を指すと解されている（同様の官報は、商標、特許、意匠など他の知的財産権にも存在する）。

知的財産総局のウェブサイト¹³の情報を確認したところ、2017 年～2021 年の間に申請された営業秘密のライセンス契約の登録件数は 166 件であった。

(4) ライセンス契約に記載してはならない条項

法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密のライセンス契約には、インドネシア経済に悪影響を及ぼす可能性のある条項又は不公正な競争を引き起こす可能性のある条項が含まれてはならない（第 9 条 1 項）。これらの条項を含むライセンス契約は、登録の申請が知的財産総局によって認められない可能性がある¹⁴。

上記以外にも、政令に従い、以下の条項を営業秘密のライセンス契約に記載してはならない（政令 2018 年第 36 号第 6 条）。

- ① インドネシアの国益を害する可能性のある条項。
- ② インドネシア人が技術の移転、管理及び開発を行う能力を阻害する可能性のある制限を含む条項。
- ③ 一般的な法令、宗教的価値、道徳及び公序良俗に反する条項。

2. 営業秘密の登録

2.1. 営業秘密の登録

他の幾つかの知的財産権とは異なり、営業秘密の保有者にその権利を保有させるために出願・登録は不要とされている。知的財産総局の営業秘密に関するウェブページにも¹⁵、営業秘密の出願・登録に関する説明はない。

¹³ <https://dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel/pahami-lebih-dekat-pelindungan-rahasia-dagang-melalui-operadjki?kategori=pengumuman>

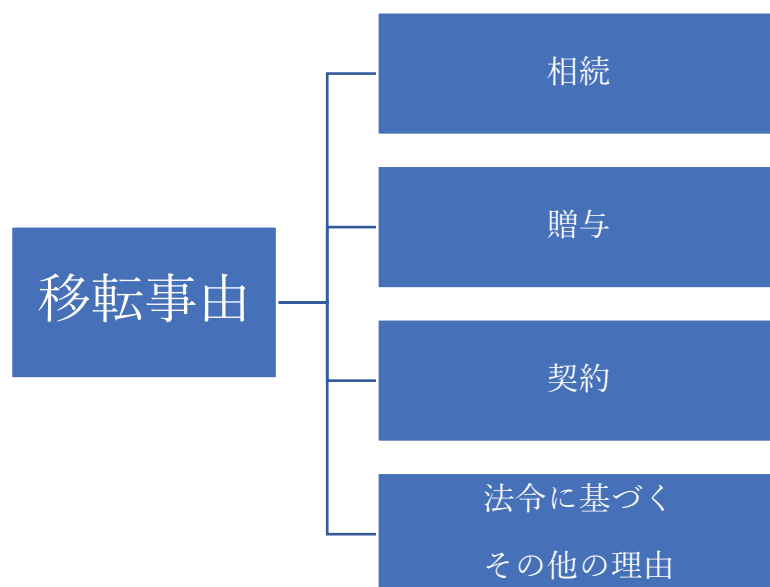
¹⁴ ライセンス契約が無効であるとの主張につながる恐れもあるため、禁止条項が契約に含まれないよう注意すべきである。

¹⁵ <https://www.dgip.go.id/menu-utama/rahasia-dagang/pengenalan>

他方で、スマラン国立大学の教授の論文¹⁶によると知的財産総局の中部ジャワ州事務所において、営業秘密を登録（pendaftaran）した営業秘密の保有者が8名存在する。同論文によれば、この登録は、将来紛争が生じた場合に、営業秘密の所有権について強力な証拠を残すために、営業秘密の保有者が行ったものであるとのことである。しかしながら、この論文の著者は、営業秘密の登録に関する情報は、知的財産総局の中部ジャワ州事務所によって機密扱いにされているため、登録の事実以上の情報を得ることができなかったと説明している。この論文の内容からは、営業秘密の登録に関するルールや取り扱いは、特に知的財産総局の地方事務所レベルでは、実務上は一貫性がなく、明確でないことが読み取れる。また、営業秘密が登録されているということは、その営業秘密に関する保護の要件（営業秘密が秘密であり且つ情報の秘密が保持されていること）が満たされているか疑義を残している。

2.2. 権利移転の登録

営業秘密に関する権利は、所有権（hak milik）として、以下の図に記載の事由に基づき移転することができる（法律 2000 年第 30 号第 5 条 1 項）。



権利の移転は、営業秘密の実体そのものを開示することなく、権利の移転を示す譲渡書類を添付する方法により実施しなければならない。

¹⁶ Andri Setiawan 他、「Eksistensi Pendaftaran Rahasia Dagang dan Implementasi Perlindungannya」、Law&Justice、2018 年 10 月、第 3 巻 2 号
https://www.researchgate.net/publication/337764457_EKSISTENSI_PENDAFTARAN_RAHASIA_DAGANG_DAN_IMPLEMENTASI_PERLINDUNGANNYA_STUDI_DI_KANWIL_KEMENKUMHAM_JAWA_TENGAH

法律 2000 年第 30 号においては、営業秘密の登録は要求されていないが、営業秘密の移転を知的財産総局に登録（pencatatan）することは要求されている（法律 2000 年第 30 号第 5 条 3 項）。他方で、移転の登録要件を満たすための期限の定めは同法に存在しない。論点リストにおける政府の説明によれば、営業秘密の移転登録の実施は、関係者の判断に委ねられるべきであると政府は考えているため、意図的に登録期限は法定されていないとのことである。

上記の移転登録が行われない限り、営業秘密の移転は第三者に対して法的効力を有さない（法律 2000 年第 30 号第 5 条 4 項）。法律 2000 年第 30 号には、「第三者に対する法的効力がない」の意味について詳細な説明や具体例は記載されていない。しかしながら、例えば、第三者による営業秘密の侵害があった場合に、（移転が登録されていない）営業秘密の譲受人は、第三者に対して法律 2000 年第 30 号に基づく諸請求を行う権利を有しないと解される。

法律 2000 年第 30 号の注釈によると、この登録は営業秘密移転の事務的なデータのみを管理するものであり、営業秘密の実質面を管理するものではない。移転登録の完了により、営業秘密の移転は官報で発表される。

知的財産総局のウェブサイトから得た情報によると、2017 年から 2021 年の間に、営業秘密の移転の登録申請は 4 件あった¹⁷。

3. 営業秘密の管理方法

本マニュアル作成時点では、営業秘密の管理方法に関する具体的な指示又はガイドライン等を定める法令は存在しない。他方で、法律 2000 年第 30 号には、以下のとおり、営業秘密管理に関連する規定が存在する。

3.1. 営業秘密の秘密を維持するための適切且つ合理的な努力

本マニュアル第 1 章第 1.4（3）に記載のとおり、この事項は、法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密を有効に保護するために満たさなければならない要件の一つである。法律 2000 年第 30 号の注釈には「適切且つ合理的な努力」とは、合理性、適正性、妥当性に基づいて行わなければならない全ての努力を意味すると記載されている。この

¹⁷ <https://dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel/pahami-lebih-dekat-pelindungan-rahasia-dagang-melalui-operadjki?kategori=pengumuman>

定義自体は抽象的・不明瞭なものであるが、同法の注釈には、この定義について次のような例を示している。

「会社において、営業秘密の保管方法及び秘密保持の管理責任者について定めた社内規則が存在し、その社内規則に基づき社会通念上の標準手順が定められていなければならない」

以上のことから、「営業秘密の秘密を維持するための適切且つ合理的な努力」の要件を満たすためには、少なくとも次の2つの要素が必要であると考えられる。

- ① 営業秘密の保管方法を定めた標準作業手順書（社内規定）が存在すること。
- ② 営業秘密の秘密を維持管理するための責任者が選定されていること。

また、上記に関連して、BPHN 最終報告書には、営業秘密の秘密保持のための具体的な取り組みとして、次の例が挙げられている。

表：BPHN 最終報告書に掲載の秘密性保持のための取り組み例

具体例（BPHN 最終報告書第2章 A.9 項）	
①	「従業員以外立ち入り禁止」（「SELAIN KARYAWAN DILARANG MASUK」「STAFF ONLY」「NO TRASSPASSING」）の掲示を行うこと。
②	「写真・ビデオ撮影禁止」（「DILARANG MENGAMBIL GAMBAR」「DILARANG MEMOTRET」）の警告を出すこと。
③	秘密のデータベースがある場合、そのコンピュータは「営業秘密パスワード」（「PASSWORD RAHASIA DAGANG」）を使用すること。
④	情報漏えいの原因となりうる従業員との間では秘密保持契約を締結すること。
⑤	情報漏えいの原因となりうる外部の関係者との間では秘密保持契約を締結すること。
⑥	機密文書は独立したフォルダに保管して「秘密」-「コピー禁止」（「INI RAHASIA」）などの明確な印を付けること。
⑦	重要な文書を無造作にコピー機で複製しないこと。
⑧	重要書類のコピーには、自前のコピー機を持つことが推奨される。
⑨	未使用の重要書類は破棄すること。
⑩	重要なファイルが使用されなくなった場合、コンピュータから永久に削除すること。
⑪	個人用セキュリティアラートを設置すること。

したがって、営業秘密を保護するためには、営業秘密の管理責任者を選任した上で、

上記表の①～⑪に列挙したような内容を含む営業秘密の保管方法を定めた社内規定を策定し、実際にこれに従って営業秘密を管理することが重要である。

3.2. 営業秘密が他人にライセンスされる場合

本マニュアル第 1 章第 1.5 (2) に記載のとおり、営業秘密のライセンスは営業秘密の保有者と使用許諾を受ける者との間のライセンス契約に規定されなければならない。ライセンス契約は、以下の要件を満たす必要がある。

- ① インドネシアの当事者が関与する場合、インドネシア語で作成されていること。
- ② 一定の期間の定めがあること。
- ③ 知的財産総局に登録されていること。
- ④ 営業秘密の機密性を守ることでできる営業秘密の保有者の専門職員・従業員をライセンシーに直接派遣するか又は配置することにより、使用权を付与すること。
- ⑤ 法律 2000 年第 30 号及び政令 2018 年第 36 号に規定されている必須条項及び禁止条項を遵守していること。

3.3. 営業秘密に関する権利を移転する場合

法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密に関する権利は、①相続、②贈与、③遺言、④契約、及び⑤その他法令上の理由により移転・譲渡することが可能である。権利の移転は、営業秘密の内容そのものを開示することなく、権利の移転を示す譲渡書類を添付する方法により実施しなければならない。さらに、営業秘密の移転を知的財産総局に登録することが求められている。

4. 営業秘密の侵害

営業秘密の侵害に関して、法律 2000 年第 30 号の「第 VII 章 営業秘密の侵害」（第 13 条から第 15 条）が存在する。同法第 13 条及び第 14 条には、営業秘密の侵害とみなされる行為が規定されている。一方、同法第 15 条は、第 13 条に定める行為が営業秘密の侵害とみなされない例外的な場面を規定している。

詳細は以下のとおりである。

4.1. 法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 15 条

- 法律 2000 年第 30 号

第 13 条

故意に他者の営業秘密を開示した場合、又は営業秘密の秘密性を維持するために書面若しくは口頭で行われた合意・義務に違反がある場合に、営業秘密の侵害が認められる。

○ 法律 2000 年第 30 号

第 15 条

以下の場合には、営業秘密の侵害には該当しない。

- ①防衛、安全、健康又は公共の安全のために営業秘密の開示又は使用が行われる場合。
- ②他者の営業秘密を使用して製造された製品に関して、専らその製品のさらなる開発の目的でリバースエンジニアリングが行われる場合。

ただし

第 13 条に規定の営業秘密の侵害を行った者に対しては刑事罰が適用されるため、第 13 条の「故意」は刑法の観点から解釈される。「故意」の解釈には諸説あるが、インドネシアの刑事法実務における有力な見解は以下の 2 つである。

- ①意図説（この見解によれば、行為者が行為の結果を達成することを意図している場合に「故意」があるとみなされる）及び②認識説（この見解によれば、行為者がその結果を達成することを意図していなくても、その行為の結果が合理的に予想される場合、その行為は「故意」があるとみなされる）。

他方で、日本の不正競争防止法のように、「不正の利益を得る目的、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的」という主観要素（図利加害目的）は求められていない。

なお、第 13 条は無権限者による営業秘密の侵害を罰するための条項であるので、ライセンスによるライセンス契約に基づく開示等は、第 13 条違反には該当しないと解される。

4.2. 法律 2000 年第 30 号第 14 条

○ 法律 2000 年第 30 号

第 14 条

現行法令に違反する方法で営業秘密を取得又は保有した場合は、他人の営業秘密を侵害したものとみなされる。

日本の不正競争防止法の規定においては、民事及び刑事に関して営業秘密不正取

得行為が定義され、営業秘密が転々流通する場合を想定した規定が設けられているが、法律 2000 年第 30 号第 14 条には「現行法令に違反する方法で営業秘密を取得又は保有した場合」とのみ抽象的に記載されており、法律 2000 年第 30 号の注釈においても補足説明は加えられていない。

例えば、営業秘密が違法に保有されていることを知りながら当該営業秘密を取得した第三者は、第 14 条の対象となりうると考えられるが、法令の条文からは明確ではなく、将来的には、法改正又は細則の発行を通じて類型化及び適用場面の明確化が進むことが期待される。

4.3. 法律 2000 年第 30 号第 17 条

○ 法律 2000 年第 30 号

第 17 条

無権限で故意に他者の営業秘密を使用した者、又は第 13 条若しくは第 14 条に規定の行為を行った者は 2 年以下の禁固刑及び／又は 3 億ルピア以下の罰金の対象となる。

法律 2000 年第 30 号第 17 条は、第 13 条及び第 14 条に関する刑事罰を定めているが、それ以外にも「無権限で故意に他者の営業秘密を使用した」場合という独立した行為類型を刑事罰の対象に追加している。第 13 条、第 14 条及び第 17 条により、包括的に営業秘密の開示、契約違反、取得、保有及び使用が刑事処罰の対象となるように規定されている。

4.4. 法律 2000 年第 30 号第 11 条

上述の通り営業秘密の侵害は法律 2000 年第 30 号第 VII 章に具体的に規定されているが、同法の「第 VI 章 紛争解決」（第 11 条及び第 12 条）も営業秘密侵害に関連する条項として留意が必要である。第 11 条の内容は以下のとおりである。

○ 法律 2000 年第 30 号

第 11 条 1 項

営業秘密の保有者又はライセンシーは、第 4 条に記載の行為を意図的且つ権限なく行った者に対し、次の請求を行うことができる。①損害賠償請求（gugatan ganti rugi）、及び／又は②第 4 条の行為の差し止め請求（penghentian semua perbuatan）の訴え

第 11 条 2 項

前項の訴えは地方裁判所に対して申し立てる必要がある。

本マニュアル第 1 章第 1.5 (1) に記載のとおり、法律 2000 年第 30 号第 4 条は、営業秘密保有者の権利、すなわち営業秘密を使用する権利、及び第三者に営業秘密を使用することを許諾又は禁止する権利、又は第三者に商業目的で開示することを許諾又は禁止する権利を規定している。

法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 14 条は、刑事上の罰則を前提とした規定であるのに対して、第 11 条 1 項は、民事上の請求権の根拠規定としての意義を有する。ただし、第 11 条 1 項は、「第 4 条に記載の行為を意図的且つ権限なく行った」場合に関する抽象的な請求権を規定しており、法律 2000 年第 30 号の注釈においても補足説明は加えられていないため、日本の不法競争防止法の規定のような細かい類型分けはされていない。

5. 営業秘密の侵害に対する救済手段

法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密の侵害に対する救済は、民事上の手続及び刑事上の手続の 2 種類に分けられる。

5.1. 民事手続

本マニュアル第 1 章第 4.4 に記載のとおり、営業秘密の保有者又はライセンシーは、故意且つ無権利で法律 2000 年第 30 号第 4 条に記載の行為を行った者に対して損害賠償請求及びこれらの行為の差し止め請求を行うことができる（同法第 11 条 1 項）。

他の知的財産権の侵害に対する民事上の訴えはインドネシア商事裁判所（Pengadilan Niaga）に提起する必要があるが、法律 2000 年第 30 号第 11 条第 1 項に基づく訴えは、被告の住所地を管轄する地方裁判所（Pengadilan Negeri）に提起すると規定されている。なお、商事裁判所は、知的財産権関連事件及び破産事件を専管し、ジャカルタ、マカッサル、メダン、スマラン及びスラバヤの 5 ヲ所にのみ所在する。

インドネシアの民事訴訟手続は、地方裁判所による第 1 審、高等裁判所（Pengadilan Tinggi）による控訴審、及び最高裁判所（Mahkamah Agung）による上告審の 3 段階の審査制度が設けられている。最高裁判所の審理は、さらに、上告（kasasi）及び再審（peninjauan kembali）の 2 つに分けられる。

すなわち、地方裁判所の判決に不服のある当事者は、高等裁判所に対して、その事件について審理するよう申し立てることができる。高等裁判所の判決に不服のある当事者は、最高裁判所に対して、審理を求める申立てを行うことができ、最高裁判所の判決に不服のある当事者は、最高裁判所に対して、さらに（終局的な）再審の申立てを行うことができる。

裁判所の審級に応じて、審理の要件・対象が異なる。また、各裁判の審理が終了するまでのスケジュールは、実務上は予測が困難であり、各審級の審査が完了するまでには、1年以上を要することも多い。

なお、法律 2000 年第 30 号第 11 条 1 項に基づく請求は、仲裁又は代替的紛争解決手続（協議、交渉、調停、専門家による評価）（*arbitrase atau alternatif penyelesaian sengketa*）により解決することが認められている（同法第 12 条）。仲裁又は代替的紛争解決手続を選択する場合は、「仲裁及び代替的紛争解決に関する法律 1999 年第 30 号」に規定の要件を満たすために、仲裁又は代替的紛争解決を選択するための当事者間の合意が必要である。

5.2. 刑事手続

法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 14 条に規定されている営業秘密の侵害を行った者に対しては刑事上の制裁が存在する（同法第 17 条）。同法第 13 条及び第 14 条の内容に関しては、本マニュアル第 1 章第 4.1 及び第 4.2 を参照されたい。

第 13 条及び第 14 条に基づく営業秘密の侵害に対する刑事罰は、2 年以下の禁固刑及び／又は 3 億ルピア以下の罰金が定められている。

刑事手続を開始するために、営業秘密の保有者又はライセンシーは、警察又は知的財産総局の捜査官（同法第 16 条 1 項）に対して被害届けを提出する必要がある。したがって、インドネシア刑法典第 322 条及び第 323 条と同様に親告罪であると解される。知的財産総局の捜査官による捜査に関して、法律 2000 年第 30 号第 16 条 2 項に規定が設けられているが、実務上は、知的財産総局の捜査官による捜査手続の存在はインドネシアで広く認知されていないため、警察に対して被害届け（*laporan polisi*）が提出されることが多い。

刑事手続に関する法律 1981 年第 8 号に定められている手続概要は以下のとおりであ

る。

被害届の受領後（同法第 7 条 1 項 a）、捜査官は必要な事件の捜査（搜索、逮捕、差押等を含む。）を行い（同法第 7 条 1 項 e から g 等）、捜査記録を作成し（berita acara。同法第 8 条 1 項）、捜査書類（berkas perkara）を検察官に引き渡すか又は捜査を中止して捜査中止命令書（surat perintah penghentian penyidikan）を発行する。

検察官（penuntut umum）は、捜査書類を受領後、必要に応じて追加捜査を捜査官に実施させて、起訴すべき案件については、捜査書類を裁判所に提出すると共に起訴状（surat dakwaan）を作成する。

民事訴訟手続と同様に、刑事訴訟手続においても 3 審級の裁判制度が採用されている。刑事手続には公訴期間が定められており、2 年以下の禁固刑の場合は、公訴期間は 6 年と定められている（インドネシア刑法典 2023 年第 1 号第 136 条）。

5.3. その他の訴訟手続

営業秘密の侵害に関して、民事訴訟手続及び刑事訴訟手続において特別な証拠調べ手続は存在しない。他方で、当事者からの要請に基づき、民事訴訟・刑事訴訟を問わず、裁判官は営業秘密に関する審理を非公開とすることが認められており（法律 2000 年第 30 号第 18 条）、公判を通じた営業秘密の漏えいを防止するためには重要な処置である。

特許に関する法律 2016 年第 13 号には、仮処分手続が明文化されているのに対して、法律 2000 年第 30 号には手続に関する規定は存在しない。また、インドネシアの民事訴訟手続法には、仮処分の手続は明確に規定されていない。したがって、実務では、裁判所は、オランダ法に起源を有する Reglement op de Rechtsvordering の規定及び最高裁判所が発行した回状（Surat Edaran）2000 年第 3 号及び回状 2001 年第 4 号を参照していると考えられている。仮処分を認める場合、裁判所は、申立人側に保護すべき緊急の利益があるかどうか等を慎重に検討することが求められている。

刑事訴訟手続では、営業秘密の保有者又はライセンシーに対する損失補償制度はないため、営業秘密の保有者又はライセンシーが侵害に対する損害賠償を受けることを希望する場合は、侵害者に対して民事手続上の請求を行う必要がある。なお、過去には、営業秘密の保有者に損害が発生していないことを理由に刑事罰の適用も否定された裁判例も存在する（後掲本マニュアル第 1 章第 6.2④Mr. Sultan に対する刑事事件を参

照)。

6. 営業秘密に関する紛争の傾向

6.1. 総則

インドネシアにおける営業秘密に関する裁判件数は多くないと認識している。ジャカルタ高等裁判所は、2015 年の営業秘密の侵害に関する民事事件（事件登録番号 543/PDT/2015PTSMG。原告 Soegiyanto Winarso 氏、被告 Budi Djatmiko Sugiarto 氏及び Meliani Sugiarto 氏。）において、判決文で「...また、インドネシアの裁判実務では、営業秘密侵害に関する事案は多くない。」と言及していることから、少なくとも 2015 年までの期間に関しては、裁判官も共通の認識を有していることが明らかである。

営業秘密侵害に関する過去の裁判例の大半は、民事訴訟ではなく、刑事訴訟に対応するものであった。これは、以下の理由によると思われる。

- ① 本マニュアル第 1 章第 4.4 に記載のとおり、営業秘密の保有者又はライセンシーは、故意且つ無権利で法律 2000 年第 30 号第 4 条に記載の行為を行った者に対して損害賠償請求及び／又はこれらの行為の差し止め請求を求めることができる（同法第 11 条 1 項）。
したがって、同条による民事上の請求の対象は、同法第 4 条に規定された行為のみであるため、適用範囲が制限的であると考えられる。
- ② 他方で、法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 14 条において、営業秘密侵害に分類される行為は、同法第 17 条の規定により、刑事罰の対象となる。

なお、法律 2000 年第 30 号の草案に関する政府及び国民協議会の協議に関する 2000 年 10 月 31 日付け議事録によれば、政府は、民事上の請求は、原則として、法律第 11 条第 1 項の範囲に基づき行われる必要があり、一方、法律第 13 条及び第 14 条は、刑事上の請求の根拠となることを意図していることを確認した。

ただし、営業秘密の保有者又はライセンシーは、営業秘密の侵害を確認する刑事訴訟の判決が出された後に民事上の請求を行うことは可能であると考えられる。

6.2. 裁判例の紹介

インドネシアにおける営業秘密に関する裁判例で参考となりそうなものを幾つか紹介する。

①PT Basuki Pratama Engineering vs PT Hitachi Construction Machinery Indonesia

事件番号	280/Pdt.G/2008/PN.Bks
裁判所	ブカシ地方裁判所
判決年月日	2015年7月27日
請求	損害賠償請求（物的損害 127,717,253,471 ルピア、無形損害 100,000,000,000 ルピア）＜法律 2000 年第 30 号第 11 条＞
判決	1,214,869,362 ルピアの損害賠償責任を認める
当事者	PT Basuki Pratama Engineering（以下「原告」という。） PT Hitachi Construction Machinery Indonesia（以下「被告」という。） 被告取締役（日本人）（以下「被告 II」という。） 被告取締役（インドネシア人）（以下「被告 III」という。） 原告の元従業員（インドネシア人）7 名（以下「被告 IV」から「被告 X」という。）
経緯	- 原告は、自社がインドネシアにおけるボイラー（mesin boiler）製造会社のパイオニアであると自負している。原告は 1981 年に設立され、1996 年よりボイラー設備工業ライセンスを保有している。 - 原告は、インドネシアにおけるボイラーの製造方法及び販売方法に関する営業秘密の権利者及び保有者であると主張している。原告が主張する営業秘密には、設備のサイジング工程、エンジニアリング工程、製作図の青図の詳細化工程、施工図作成工程、計装・配管工程、生産工程、販売方法などが含まれる。 - 被告 IV から被告 X は、原告の元従業員であるが、原告に雇用された当初は、ボイラー設備の製造・販売方法に関する知識・経験を有していなかった。被告 IV から X は、それぞれ 2003 年 8 月及び 9 月に原告を退職した。被告 IV から X は、原告を退職した後に、被告に勤務していることが発覚した。 - 原告は、2005 年以降に、元従業員（被告 IV から X）が原告の営業秘密であるボイラーの製造方法の青図及び販売方法を被告に開示し、原告が所有する営業秘密を侵害したと主張した。また、原告は、掘削機の製造を行っていた被告が、2006 年に、原告の営業秘密と同一の製造方法及び販売方法を用いてボイラー機の製造を開始した事実を問題視した。
裁判所の認定	【2009 年 4 月 14 日付けブカシ地方裁判所 280/Pdt.G/2008/PN.Bks 判決】 - 原告の訴え却下。 - 原告の主張は、営業秘密ではなく意匠に関する主張であり、商業裁判所の管轄の紛争であるため、ブカシ地方裁判所は裁判管轄を有しないと判断。 【2010 年 1 月 5 日付けバンドン高等裁判所 328/PDT/2009/PDT.BDG 判決】 - 原告の上訴却下。 1 審のブカシ地方裁判所の判決を支持。

	【2011 年 9 月 6 日付け最高裁判所 1713 K/Pdt/2010 判決】 - 原告の上告を認める。 - バンドン高等裁判所の判決を破棄して差し戻し。 【2013 年 11 月 20 日付け最高裁判所 362/PK/Pdt/2013 判決】 - 被告の再審の申立てを棄却。 - 最高裁判所の判決を支持。 【2015 年 7 月 27 日付けブカシ地方裁判所 280/Pdt.G/2008/PN.Bks 判決】 上記の経緯に基づき、原告の主張を審理して、以下のとおり判断した。 1. 原告の営業秘密に関して 裁判所は、原告が提出した証拠（原告がボイラー製造を行うための事業許可を有しており、1996 年からボイラーを製造していること及び原告がインドネシアのボイラー機械協会（AUBBI）のメンバーであること）から、原告がボイラーの製造業者であることを認定した。 さらに、裁判所は、原告が提出した以下の証拠は、原告のボイラーに関する技術が営業秘密として保護されることを証明するために十分であると認定した。 - 原告のボイラーの青図には、「この図面は当社の資産であり、当社の書面による同意なしに複製又は第三者への提供を行ってはならない」と記されている。 - 2006 年以降にボイラーの図面を作成するために使用されている原告の技術室（エンジニアリングルーム）には、指紋認証のセキュリティを有するドアしかなく、その部屋で働く従業員にのみアクセスが許可されている。 - 技術室（エンジニアリングルーム）には、24 時間稼働の CCTV が 3 台設置されている。 - 図面を作成する従業員は、自身の作品を見ること、修正すること及び保存することのみ可能であり、全ての成果物は別室にあるアクセスコード付きのサーバーに保存され、アクセスコードは IT 部門の従業員にのみ与えられている。 - 図面を作成するスタッフのコンピュータには、ローカルハードディスクドライブは一切与えられていない。フラッシュディスク、フロッピーディスク、CD-ROM は一切使用できず、データが内部にも外部にも流出しないようになっている。 - 技術室（エンジニアリングルーム）におけるインターネットの利用は可能だが、データの送受信は 10MB までしか行えない。また、全てのデータの送受信に関して、申請書に必要情報を記入し、監督者が承認しなければ行うことができない。 - 送受信するデータが 10MB を超える場合は、専用の容量増設申請書を作成し、IT 部門に手続きを依頼する必要がある。この作業は、午前 8 時から午後 5 時までの間にしか行えない。午後 5 時を過ぎると、そのようなデータは全て自動的に削除される。 - 技術室（エンジニアリングルーム）より外に配布される図面は、その種類と数が決まっており、配布先となる部署・部門がスタン
--	--

	プを押して領収書を提供しなければならない。破損した図面は破棄しなければならない。 － 原図は、施錠された保管室の専用キャビネットに保管される。この部屋の鍵は管理部門が保管し、この部屋は CCTV で監視されている。 － 業務上、原図を複製できるのは管理部門のみで、写しには用途に応じたスタンプの押印が必要である。 － 警備員が退勤前に全従業員の身体及び持ち物を検査すること並びに原告の全従業員は雇用契約書に記載された秘密保持の合意に拘束されること。 － 原告が提出したボイラーの純売上高に関する文書の存在及び被告がそれに反論する十分な証拠を提出できなかったことから、原告のボイラーに関する技術が経済的価値を有することが証明される。 2. 営業秘密の侵害に関して 裁判所は、原告及び被告が提出した証拠に基づき、被告らの製造するボイラーは、原告の製造するボイラーと仕様及び作業手順において類似していると認定した。 また、被告らが、原告の元従業員が被告に入社した後の 2006 年からボイラーの生産を開始したことは、原告の営業秘密の侵害を十分に立証するものと判断した。 3. 損害額に関して 裁判所は、原告が主張する損害額を裏付ける十分な証拠が提出されなかったため、原告が提出した証拠に基づき、原告が被った実際の損失は 1,214,869,362 ルピアであると認定した。 なお、被告は、上記判決に関して、バンドン高等裁判所へ控訴し、その後、最高裁判所へ上告したが、被告の主張は認められなかった。
--	---

②Mr. Soegiyanto Winarso vs Mr. Budi Djatmiko Sugiarto and Mrs. Meliani Sugiarto

事件番号	148/Pdt.G/2015/PN Smg
裁判所	スマラン地方裁判所
判決年月日	2015 年 8 月 25 日
請求	損害賠償請求（124 億ルピア）＜法律 2000 年第 30 号第 11 条＞
判決	棄却
当事者	Mr. Soegiyanto Winarso（以下「原告」という。） Mr. Budi Djatmiko Sugiarto（以下「被告 I」という） Mrs. Meliani Sugiarto（以下「被告 II」という。被告 I 及び被告 II を「被告」という。）

	ら」と総称する。)
経緯	- 原告は、Lunpia Express という飲食店のオーナーである。 - 原告は、被告らが原告店舗の従業員の 99%を引き抜き、原告店舗と同様の業務システムを用いて原告と同様の事業を行ったため、被告らによって原告の営業秘密が侵害されたと主張した。 - 原告の主張する「業務システム」には、配送システム、制服、店頭での挨拶方法、プロモーション手法、勤怠管理システム、包装、コンピュータシステム、給与支払いシステムなどが含まれる。
裁判所の認定	上記の経緯に基づき、裁判所は原告の主張を審理して、以下のとおり判断した。 - 原告 (Lunpia Express) の業務システムは、原告及び被告 II が婚姻関係にあったときに構築されたことが立証された。離婚により、Winarso 氏がその業務システムの独占的保有者となることを示す証拠は存在しない。したがって、被告 II は、離婚後の現在においても本件業務システムを使用する権利を有する。 - 配送システム、制服、店舗での挨拶方法、プロモーション手法などの業務システムは、公衆が見ることができるため、秘密とは評価できず、営業秘密には該当しない。 原告はスマラン地方裁判所の判決に対して控訴し、2016 年 2 月 22 日にスマラン高等裁判所は原告の主張を部分的に認める判決を下した (543/Pdt/2015/ PT SMG) が、最高裁判所は、被告らの主張を認めて、最終的に原告の訴えは棄却された (2535 K/Pdt/2016)。

③Mr. Hi Pin に対する刑事事件

事件番号	332K/PID.SUS/2013
裁判所	最高裁判所
判決年月日	2015 年 6 月 16 日
判決	1.5 年の禁固及び 500 万ルピアの罰金 <法律 2000 年第 30 号第 17 条>
経緯	- CV Bintang Harapan 社はスラウェシ島のパルでコーヒーを生産している会社である。 - 被告人は、以下の内容に基づき、CV Bintang Harapan 社の営業秘密を侵害したとして CV Bintang Harapan 社から刑事告訴された。 - 被告人は、CV Bintang Harapan 社の従業員の寮を訪問し、CV Bintang Harapan 社の製造及びマーケティング部門に勤務する従業員数名に対して、被告人が新たに設立した CV Tiga Putra Berlian 社に移るよう説得した。 - 従業員らが被告人の会社に移った後、被告人は、従業員らに対して、CV Bintang Harapan 社で働いた経験を基に、焙煎機や粉碎機を作ることや、CV Bintang Harapan の生産書類のサンプルを取得することを要求した。

裁判所の認定	【2011 年 8 月 24 日付けパル地方裁判所 55/Pid.B/2011/PN.PL 判決】 CV Bintang Harapan 社と CV Tiga Putra Berlian 社のコーヒーの生産方法は異なり、CV Bintang Harapan 社は蒸気方式、CV Tiga Putra Berlian 社は手動方式であると判断して、被告人に対して無罪判決を下した。 検察官は最高裁判所に上告。最高裁判所は以下のとおり判断した。 - CV Bintang Harapan 社の営業秘密に対する侵害の有無を判断する上で、パル地方裁判所が考慮しなかった法的事実及び証人が存在する。具体的には、被告人が旧従業員らに対して、CV Bintang Harapan 社での共同作業の経験に基づき、焙煎機や粉砕機を作るよう指示したことや、CV Bintang Harapan 社の生産書類を持ち出すよう指示したことが含まれる。 - 被告人は、従業員らに対して CV Bintang Harapan 社を退職し、被告人の会社に入社するよう説得し、その後、コーヒー事業を開始した。 - したがって、法律 2000 年第 30 号第 17 条に規定の営業秘密の侵害が認められる。 - 被告人には禁固刑及び罰金の適用が相当である。
--------	--

④Mr. Sultan に対する刑事事件

事件番号	112/Pid.Sus/2019/PN.Mnd
裁判所	マナド地方裁判所
判決年月日	2019 年 5 月 29 日
判決	無罪 <法律 2000 年第 30 号第 17 条>
経緯	- 被告人は PT Oto Multiartha 社のマナド支店にてオフィス・ボーイとして勤務していた。 - 被告人は、PT Oto Multiartha 社の顧客データを PT Oto Multiartha 社の競合他社に開示して、当該顧客が競合他社に引き継がれた場合に、成功手数料を受け取ることを合意した。手数料の金額は、競合他社が顧客に融資する総額の 2.5%～3%であった。 - 被告人は、PT Oto Multiartha 社の顧客担当者からデータを入手する方法及び PT Oto Multiartha 社のファイル管理室から自らデータを取得する方法の 2 つの方法で顧客データを入手した。 - 被告人は PT Oto Multiartha 社より刑事告訴された。
裁判所の認定	上記の経緯に基づきマナド地方裁判所は以下のとおり判断した。 - 被告人は、法律 2000 年第 30 号第 17 条 1 項に規定されている行為を行ったと評価できる。 - しかしながら、本件では、金銭的損害が一切発生していないこと、または損害が潜在的損害に過ぎない（実際の損害ではない）ことから、被告人が刑事制裁を受けるべきかについて慎重に検討

	すべきである。救済可能な財産分野の犯罪に対する刑事制裁の適用は限定的でなければならない。 – 被告人が PT Oto Multiartha 社によって解雇されたことは、被告人に対する十分な制裁とみなすことができる。 – したがって、犯罪行為は行われたものの、処罰の対象とはならないとして、無罪判決を下した。
--	---

⑤Mr. Danar Dono に対する刑事事件

事件番号	1567/Pid.B/2007
裁判所	北ジャカルタ地方裁判所
判決年月日	2007 年 10 月 29 日
判決	1 年の禁固 <法律 2000 年第 30 号第 17 条>
経緯	– 被告人は、PT Kota Minyak Automation 社の従業員であった。被告人は制御システムエンジニアリング・パッケージおよびバリュー・リペア部門に所属していた。被告人の主な職務は、PT Kota Minyak Automation 社の顧客に対する提案書を作成し、また、設計、エンジニアリング、プロジェクトの準備を行うことであった。 – PT Kota Minyak Automation 社の就業規則には、すべての従業員が会社の秘密を守ることが義務付けられている。 – PT Kota Minyak Automation 社は、PT Medco E&P Indonesia 社の煙突の調達のための入札に参加した。この入札には、PT Kota Minyak Automation 社の競合会社である PT Envico 社も参加した。 – PT Kota Minyak Automation 社の提案書の作成中、被告人は PT Envico 社から連絡を受けて、PT Kota Minyak Automation 社の提案書と同じ提案書を作成する代わりに 2 億ルピアの報酬支払の提案を受けた。また、PT Kota Minyak Automation 社の提案価格を上げるよう要求された。 – 被告人が上記の PT Envico 社の要請に従った結果、PT Envico 社がプロジェクトを落札し、請負業者に選定された。 – 被告人の行為が発覚し、PT Kota Minyak Automation 社は法律 2000 年 30 号第 17 条に基づき、刑事告訴を行った。
裁判所の認定	上記の経緯に基づき、北ジャカルタ地方裁判所は、被告人は営業秘密の秘密保持の合意に違反したと評価して、被告人に対する法律 2000 年第 30 号第 17 条 1 項の適用を認めた。 被告人に対する有罪判決は、ジャカルタ高等裁判所（4/PID/2008/PT DKI）及び最高裁判所（783 K/Pid.Sus/2008）でも支持され、確定した。

⑥Mr. Hartoko に対する刑事事件

事件番号	531/Pid.B/2012/PN.Jkt.Ut
------	--------------------------

裁判所	北ジャカルタ地方裁判所
判決年月日	2012 年 9 月 13 日
判決	5 ヲ月の禁固及び 1500 万ルピアの罰金 <法律 2000 年第 30 号第 17 条>
経緯	- PT Biggy Cemerlang 社は、プラスチック包装を製造する会社である。 - 被告人は、PT Biggy Cemerlang 社の元従業員で、マーケティング部門に勤務していたが、2009 年 10 月 30 日に同社を退職した。PT Biggy Cemerlang 社を退職するにあたり、被告人と PT Biggy Cemerlang 社は、被告人が PT Biggy Cemerlang 社と同様の事業を行う事業体のオーナー、株主、取締役、コミサリス、マネージャー、従業員、代表、代理店、ビジネスパートナー、コンサルタント、その他いかなる立場でも直接的または間接的に関与することを 2 年間禁じる競業避止条項を含む秘密保持契約書を締結していた。 - 2011 年 7 月 21 日に PT Bronson 社が PT Kentaplast 社の被告人に対して発行した納品指示書に基づき、PT Bronson 社のトラックが PT Biggy Cemerlang 社にプラスチックガラス製品の引き取りに来た。この取引により、PT Biggy Cemerlang 社は、被告人が PT Kentaplast 社と共に業務を行っていることを知った。 - 実際には、被告人は PT Kentaplast 社に勤務してはいたが、PT Kentaplast 社を顧客に対して紹介しており、そのため、PT Bronson 社から PT Kentaplast 社（被告人）に対して納品指示書が出されていた。 - PT Kentaplast 社は、2011 年 7 月 21 日以前にも、被告人の紹介により、PT Bronson 社に対して数回にわたりプラスチックガラス製品を供給していたことが判明している。 - 上記の状況を知った PT Biggy Cemerlang 社は、営業秘密侵害に基づき、被告人への刑事告訴を行った。PT Biggy Cemerlang 社は、被告人が PT Bronson 社を PT Kentaplast 社に紹介した行為は、被告人との間で締結した秘密保持契約違反であり、したがって、法律 2000 年第 30 号第 17 条に基づく犯罪であると主張した。
裁判所の認定	上記の経緯に基づき、本件は北ジャカルタ地方裁判所で審理された。北ジャカルタ地方裁判所は、被告人の上記の紹介行為は、秘密保持契約に規定されている 2 年間の競業避止期間中に行われたため、秘密保持契約に対する違反であるとみなし、法律 2000 年第 30 号第 17 条に基づく営業秘密の侵害があると判断した。

第2章 漏えい対策実践編

1. インドネシアにおける秘密情報管理の3ステップ

営業秘密を漏洩から守るために、営業秘密の保有者が取るべき対応策について、以下、3つのステップに分けて詳述する。具体的には、保護すべき情報及び重要度の選別（ステップ1）、現状の管理体制の分析及びあるべき管理体制のギャップの認識（ステップ2）、そして当該ギャップを埋めるための管理体制整備の実施である（ステップ3）。

1.1. 営業秘密とみなす情報の特定、重要度の選別

会社の保有している情報を全体的に非開示の対象としてしまうと、メリハリの付いた情報管理が困難となる。そこで、第1ステップとして、自社において秘密情報及び営業秘密とみなすべき情報を選別特定して、その重要度や位置付けを検討する必要がある。

その際に、本マニュアル第1章第1の営業秘密の定義及び保護の範囲、並びにBPHN最終報告書に掲載されている情報例が参考になる。なお、法律2000年第30号において、その情報が経済的価値を有する場合、すなわち、その情報が事業又は商業活動を行うために使用できる場合、若しくは、経済的利益（実際のものか潜在的なものかを問わず）を増大させることができる場合にのみ、営業秘密に対する保護が適用されることに留意が必要である。

1.2. 現在の営業秘密管理体制の確認

第1ステップの営業秘密の特定及び重要度の選別が完了後、営業秘密の現在の管理体制を確認する必要がある。

これに関連して、法律2000年第30号は、営業秘密の秘密性を維持するために、営業秘密の保有者による「適切且つ合理的な努力」を要求している。この要件を満たすために、営業秘密の保有者は、最低限、営業秘密の保管方法及び保管責任者について規定した一般的な慣習に基づく標準的な手順を社内規則に設けて実施する必要がある。

社内規則は、雇用契約上の根拠がなければならない¹⁸。また、営業秘密の保有者が就業規則又は労働協約を作成している場合には、就業規則又は労働協約に根拠が規定されていなければならない。

また、営業秘密が第三者にライセンスされる場合、そのライセンスが本マニュアル第1章第1.5に記載した法律2000年第30号の要件に合致していることを確認する必要がある。

現状の管理体制を確認するために、以下のようなセルフチェックシートを活用して、重要項目を確認することが考えられる。なお、各社の事業形態や保有情報等によってチェックすべき項目は変わりうる点は留意されたい。

セルフチェックシート		
秘密指定	☐	秘密保持の必要性のある保有情報をリスト化している
	☐	当該保有情報の区分を行ったうえで、特に秘密保持の必要性の高い情報や営業秘密として管理すべき情報を特定している
	☐	秘密の重要度に応じたアクセス権者を定めている
		補足コメント：秘密情報（営業秘密に限らず、会社として秘密にすべき情報）を特定することは、秘密管理体制の構築のために必須である。そのうえで、情報の類型・重要度を分類して、秘匿性の高い情報（営業秘密は秘匿性の高い情報に該当する）及びそれ以外の秘密情報に関して、当該情報にアクセスできる部署や役職について指定しなければならない。
管理方針の策定	☐	現地の法令に基づいて作成された営業秘密管理規程または管理マニュアルが策定されている
	☐	各拠点において営業秘密管理責任者を選任している
		補足コメント：社内規程等の形態で文書化して、明確なルール作りを行うことが推奨される。社内規程については、日本の本社で同種の規程を策定している場合には当該規程を参照しつつ、インドネシア現地事業用にアレンジしていくことも考えられる。管理方針に基づき責任者（責任部署）の選定も必要となる。
物理的管理（執務室）	☐	秘密情報を含む記録媒体に「controlled copy」等の秘密表示がされている
	☐	プリンターの利用者記録を確認することができる
	☐	秘密情報を、一般情報と分離して保管し、紙媒体等は施錠可能なキャビネットで保管されている
	☐	秘密情報の持出しの際の盗難防止策がとられている
	☐	秘密情報の複製を制限するルールが定められている
		補足コメント：オフィス等において秘密情報を物理的に保管している場合（紙媒体、記録媒体等）は、当該情報の管理を適切に行い、持ち出しや漏えいを防止する必要がある。営業秘密の管理は特に重要である。

¹⁸ 雇用契約上、従業員は会社が決定した社内規則に従う旨の規定が必要である。就業規則・労働協約の場合も同様である。

物理的管理（生産現場等）	☐	外部の者が立ち入る際には部外者であると認識できるようバッジ等をつけている
	☐	工場内の情報が部外者に見えないようゲートや扉で適切に仕切られている
	☐	工場内では携帯電話を使用できる職員が限られている、または禁止されている
	☐	重要度の高い秘密情報を扱うエリアは、一部の社員のみに入りを認めている
	☐	立ち入り制限エリアを管理している（警備員の配置、入退室記録等）
	補足コメント：生産拠点を有する会社では、オフィスエリアと異なり、見学者等の部外者が工場に立ち入り見て回る可能性があるため、物理的な管理が重要である。	
技術的管理	☐	保有する電子データはサーバー上で管理している
	☐	秘密情報を管理する PC に対して外部からの侵入に対する防護策をとっている
	☐	従業員の PC にパスワードを設定している
	☐	チャットアプリの使用を制限している（とりわけ、秘密情報を含むファイルについて、チャットアプリでのやり取りを制限している）
	☐	私物の USB メモリ等記録媒体の利用を禁止・制限している
	☐	秘密の度合いに応じて管理者の特定、アクセス権者の限定をしている
	☐	複製使用後、情報が読み取れないような廃棄方法が徹底されている
	補足コメント：秘密情報及び営業秘密が電子データの形態で保管されることが増えており、従業員の PC・携帯端末等を通じた過失による情報漏洩の危険性も高まっている。電子ファイルについて、ファイル名に「厳密」と付すなど、一見して、秘密情報と分かるようにする工夫が重要である。また、秘密情報を含むファイルについては、アクセス制限とパスワードの付与が基本的な対応となる。	
人的管理	☐	定期的に研修を行い営業秘密保護の重要性を周知喚起している
	☐	雇用契約で営業秘密保持を定めている
	☐	秘密保持誓約書を提出させている（秘密保持範囲と守秘期限を定めている）
	☐	守秘義務に違反した際の懲罰規定が明記されている
	☐	退職者に対して競業避止義務を定めている
	☐	競業避止義務を定めた退職者に対して、経済補償金を設定している
	☐	退職者による必要資料の返還がなされたかリストをもとに管理している
	補足コメント：就業規則、雇用契約及び／又は秘密保持誓約書に守秘義務条項を挿入することは必須である。また、秘密保持に関する教育・研修を徹底することも重要である。	
取引先管	☐	秘密保持契約を締結している

理	☐	秘密に該当する情報を明記している
		補足コメント：営業秘密の提示が想定される取引先との間では、秘密保持契約を締結することが必要である。
侵害に備えた証拠確保	☐	秘密度の高いエリアには監視カメラを設置している
	☐	メール送信記録、ウェブサイトの閲覧記録が確認できる
		補足コメント：漏えい経路の確認及び対策の実施のために、証拠の収集は重要である。ただし、プライバシー侵害には留意が必要である。
フォローアップ	☐	上記各項目について定期的に見直し、状況を把握している
		補足コメント：法令変更や実務の運用の変更に合わせて定期的にフォローアップを行い、情報を更新することが必要である。

1.3. 営業秘密管理体制の整備

調査の結果、本マニュアル作成時点において、インドネシアにおけるもっとも一般的な営業秘密の漏えいパターンは以下のとおりであると考えられる。

- ①旧従業員が競合会社に移り、旧会社の営業秘密を漏えいする。
- ②現従業員が会社の営業秘密を漏えいする。

したがって、営業秘密の管理において、従業員管理体制の構築が最も重要な項目の一つであると言える。

(1) 従業員管理体制の構築

会社の適切な運営には、従業員管理体制の構築が必須である。特に営業秘密保護の観点からは、従業員は会社の事業運営に直接関与しており、上述のとおり、営業秘密の侵害や漏洩は、従業員及び元従業員の違反又は不祥事に起因することが多いため、営業秘密の保護に有用な従業員管理体制を構築することが重要である。

従業員管理体制の構築にあたっては、インドネシアにおける雇用は、法令の規定に加え、雇用契約及び就業規則又は労働協約に依拠することになる点に留意が必要である。営業秘密に関する従業員管理体制の構築に関連して、前提知識として、インドネシアにおける労務に関連する契約書・規則の概要及び営業秘密との関係を以下の表に整理した。

表：インドネシアの労務に関連する契約書・規則

種類	概要	営業秘密の保護
----	----	---------

雇用契約	会社及び従業員の間で締結される雇用条件を定める契約であり、労働法（労働に関する法律 2003 年第 13 号、政令 2021 年第 35 号及び雇用創出に関する法律代行政令 2022 年第 2 号）に従い、期限の定めのない正社員の契約又は期限の定めのある契約社員の雇用契約がある。	雇用契約において、秘密保持条項及び競業禁止条項を規定することが考えられる。他方で、シンプルな雇用契約のひな形を使用している会社は、就業規則・労働協約において関係条項を追加することも可能である。
就業規則	労働者との雇用関係を規律するために制定される社内規則である。10 名以上の従業員がいる会社は、就業規則を作成する義務がある。実務上は、就業規則の内容に関して労働者代表の同意を取得したうえで、会社が労働局に提出して、労働局の承認を取得した後に効力が発生する。	就業規則において秘密保持条項を規定することが考えられる。
労働協約	労働者が組織する労働組合と会社との間で締結される集合的な契約である。労働組合が設立されている会社では労働協約が作成され、労働協約が作成されている場合は、就業規則の作成は不要である。労働組合及び会社の合意後に労働省への登録を行う必要がある。	労働協約において秘密保持条項を規定することが考えられる。
秘密保持契約	雇用契約とは別に、会社及び従業員の間で締結される秘密保持に関する契約である。雇用契約に秘密保持条項が含まれている場合は、別途、秘密保持契約が締結されないこともある。	雇用契約・就業規則・労働協約に秘密保持条項を規定する場合と比較して、より詳細な秘密保持義務の内容を規定することも可能である。
競業禁止契約	雇用契約とは別に、会社及び従業員の間で締結される競業禁止に関する契約である。雇用契約に競業禁止条項が含まれている場合は、別途、競業禁止契約が締結されないこともある。	雇用契約に競業禁止条項を規定する場合と比較して、より詳細な競業禁止義務の内容を規定することも可能である。
退職合意書	従業員が合意退職する場合に、会社との間で退職合意書が作成される場合がある。	退職後の秘密保持義務及び競業禁止義務を明記することが考えられる。
社内規則	社内規程、社内ポリシー及び社内規則類は、定款の内容に従い、会社が作成する社内のルールである。従業員側の同意及び労働局等の承認・登録は不要であるため、従業員に適用するためには、雇用契約・就業規則・労働協	営業秘密の取り扱いに関する社内のルールを整備する必要がある。

	約において社内規則に関する根拠条項が規定されていないなければならない。	
委 任 契 約 (役員)	会社役員は会社の機関であり、会社法に規定される。労働者ではないため原則として労働法・雇用契約・就業規則・労働協約の適用はない。役員と会社との間で、役員の諸待遇を合意するための委任契約が作成される場合がある。	委任契約において会社役員に対する秘密保持義務及び競業避止義務を規定することが考えられる。

日本においては、従業員との間で、入社時、プロジェクト参加時及び退職時に秘密保持契約を締結することが有効とされている。他方で、本マニュアル作成時点においてインドネシアの一般的な実務では、従業員との間では、雇用契約書の中に秘密保持条項や競業避止義務条項を含めることが多く、別途秘密保持契約を作成する運用は少数派であると理解している。

しかしながら、秘密保持契約及び競業避止契約を締結することが禁止されているわけではなく、最低限の対応として雇用契約・就業規則・労働協約の中に秘密保持条項や競業避止義務条項を含めると共に、日系企業における一般的な運用（グローバルスタンダード）であると説明したうえで、営業秘密の取り扱いに関与する可能性の高い従業員に関しては、別途秘密保持契約及び競業避止契約を作成することが推奨される。

また、会社の営業秘密の保護に有用な従業員管理体制を構築するためには、従業員の採用時から、従業員が会社を離れる段階（解雇、雇用契約の終了又は辞職）までの期間を通じた体制の整備が必要となる。

例として、採用手続においては、従業員に雇用主の機密情報を漏洩した経歴や傾向があるかどうかを特定できる体制（例えば、従業員の以前の雇用主から過去の勤務評価の情報を取得する手順など）を整えることが考えられる。また、入社時に営業秘密の保護に関連する会社のルールを説明し、雇用期間中は社内教育を定期的実施することが必要である。これらの説明及び教育は従業員の理解を深めるためにインドネシア語で実施されるべきである。従業員が退職する段階においては、従業員が退職後も秘密保持義務を負い、会社の指示に基づき退職前に全ての営業秘密が適切に会社に返却又は廃棄されることをルール上及び事実上確保しなければならない（例えば、退職前に適切な引継ぎ手順を有するなど）。

(2) 営業秘密の管理を担当する専門部署/責任者の設置

本マニュアル第1章第3.1に記載のとおり、営業秘密の保有者の「適切且つ合理的な

努力」の要件を満たすために、営業秘密の秘密を維持するための責任者が存在しなければならない。

この責任者は、会社が定めた社内規則に基づき、社内からの質問への対応を含む営業秘密に関する監督活動を行う。また、社内規則の運用に関わる文書管理も行う必要がある、例えば、営業秘密へのアクセスに関する承認が必要な場合、この責任者がその承認手続きに携わり、後に承認書類・データを保管することが多い。研修の実施も責任者の活動に含まれる場合がある。

インドネシアでの一般的実務では、営業秘密の秘密維持を監督・管理する権限及び義務は、会社の人事部又は法務部に委ねられることが多い。

(3) オフィスの管理

営業秘密保護体制の構築のためには、オフィスの管理も重要である。例として、他の従業員による書類の持ち出しを阻止するため、就業時間終了後は、（許可された残業を行う場合を除き）従業員がオフィスに残ることを制限する必要がある。また、従業員のコンピュータにパスワードをかけ、他の従業員のコンピュータを使用することを禁止する規則や、書類を保存する棚・部屋の施錠管理等も必要である。その他、本マニュアル第1章第3.1の表に列挙してあるような各種対策を講じることも重要である。

(4) 技術的な管理

インドネシアの従業員は日常的に WhatsApp や LINE などのコミュニケーションアプリを利用して業務を行うため、情報漏えいを阻止するために、従業員個人が保有する端末への情報移転の禁止やコミュニケーションアプリに関するルール作り（秘匿性の高い秘密情報についてはコミュニケーションアプリを通じて共有しない等）を整備する必要がある。その他、本マニュアル第2章第1.2のチェックリストに列挙されている各種対策を講じることが重要である。

(5) 生産現場の管理

会社の営業秘密に関する情報の多くは、生産拠点に保管されている可能性がある。したがって、営業秘密を保護するための生産現場の管理（施錠・入室制限・アクセス制限等）が重要である。本マニュアル第1章第6.2の①の裁判例では、ボイラー機の図面が作成されるエンジニアリングルームには、指紋認証付きのドアが1つある以外に

出入口はなく、その部屋で作業する従業員にのみアクセスが許され、部屋には 24 時間作動する CCTV が設置され、全ての作業成果物は別室にあるアクセスコードを使用するサーバーに保存され、アクセスコードは IT 部門の従業員にのみ付与され、図面の起草/作成を担当するスタッフのコンピュータにはローカルハードディスクは一切付与されず、フラッシュディスク、フロッピーディスク、CD-ROM の使用は制限され、データが会社内部及び外部のいずれにも流出しないよう体制が構築されていた。

これらの措置のうち、営業秘密の保管場所へのアクセスの制限、適切な監視・監督（CCTV の設置など）、成果物の保管に関する手続の制定及び成果物に関する PC の管理などは、普遍的な措置として、他社においても実施されるべきである。

日本においては、第三者との間で、工場見学等の受け入れ時に秘密保持契約を締結することが有効とされているが、インドネシアにおいては、入退室の管理、身元確認、見学時の付き添い及び携帯・カメラの利用禁止などにより対応されていることが多く、工場見学の際の秘密保持契約の締結は一般的な運用とはなっていない。

(6) ライセンシーの管理

営業秘密が第三者にライセンスされる場合、法律 2000 年第 30 号に基づくライセンスの要件を満たす必要がある。

- ① ライセンス契約については、インドネシア人が当事者となる場合、インドネシア語で作成されなければならない。また、一定期間のライセンス契約であることが必要であり、法律 2000 年第 30 号及び政令 2018 年第 36 号で禁止されている条項を含んではない。また、作成されたライセンス契約は知的財産総局に登録される必要がある。
- ② 営業秘密の機密性を守ることのできる営業秘密の保有者の専門職員・従業員をライセンシーに直接派遣するか又は配置することにより、使用权を付与しなければならない。

(7) 取引先の管理

取引先等の社外の者に対して営業秘密を開示する場合は、常に当該情報の受領者との間で秘密保持契約又は秘密保持条項を含んだ契約を締結するべきであり、これらの契約の締結までは相手方に営業秘密を開示してはならない。秘密保持義務を課さずに

第三者に開示した情報については、営業秘密の要件のうち秘匿性や秘密管理性が失われてしまう可能性がある。なお、取引先と締結する秘密保持契約例については、第 3 章「各種関連書類参考書式（フォーム）」を参照されたい。

また、取引先の管理体制のチェックシートを作成して、営業秘密を開示する際のリスク分析を行うべきである。取引先の管理体制のチェックシートは、業種ごとに異なりうるため、網羅的な書式は存在しないが、一例として、以下のような確認項目が考えられる。

- ① 取引先は、情報セキュリティに関するポリシーを有しているか否か。
- ② ビジネスパートナーから受領した情報が取引先によってどのように管理されるか。
- ③ 取引先は、情報セキュリティポリシーの適用状況を定期的に監督しているか否か。
- ④ 取引先の従業員は、取引先のビジネスパートナーから提供された機密情報を守秘する義務を負う契約を締結しているか否か。
- ⑤ 取引先の機密情報（取引先又はビジネスパートナーに属する情報）が違法に開示・使用された前例はあるか否か。

2. 関連契約書作成時の留意点

インドネシアの民法典では、以下の要件を満たせば、契約は有効に成立する。

- ①当事者間の合意（同意）があること。
- ②各当事者が契約を締結する法的能力を有していること（例えば、未成年でないこと、及び他人の監督下におかれていないこと。インドネシアでは 21 歳未満の者は、既婚の場合を除き、未成年と扱われる）。
- ③契約の対象が存在すること。
- ④正当な理由があること（例えば、契約締結が法令により禁止されていないこと及び良識（善良な規範）又は公序良俗に反しないこと）。

営業秘密保護のために締結される契約としてイメージされるものは、秘密保持契約及び競業避止契約である。

秘密保持契約及び競業避止契約を締結する際は、以下の点に注意が必要である。

- ①言語法令に基づき、インドネシア人の当事者が関与する契約は、（外国語に加えて）インドネシア語で作成されなければならない。当事者全員がインドネシアの個人又

は法人である場合、インドネシア語を優先言語として使用する必要がある。

- ②競業禁止義務に関して、インドネシア憲法で全ての人が適切な職を得る権利が認められているため、期間の定めのない競業禁止義務契約は無効であると考えられる。したがって、競業禁止義務の期間は、従業員が競合他社で働く場合のリスクを考慮し、合理的なものでなければならない。
- ③インドネシアの契約実務では、契約書の冒頭部分に契約締結の経緯を記載することが望ましい。正当な理由なく締結された契約であり無効であるとの主張を避ける目的がある。

- ④違約金条項の挿入は禁止されていないものの、紛争に発展した場合は、(違約金全額ではなく) 裁判所の裁量に基づき合理的な損害額の限度に限定される可能性がある。

なお、秘密保持に関する条項案については、第 3 章「各種関連書類参考書式 (フォーム)」を参考にされたい。

3. 漏えいへの対応

営業秘密の漏えいを特定することは、多くの場合は容易ではない。しかし、営業秘密の漏えいの存在を初期的に検証するために利用可能なポイントが 2 つある。ポイントは、①営業秘密保有者の製品と類似した製品を生産している競争相手がいるか、及び②営業秘密保有者の元従業員が競争相手に勤めているかである。

上記の検証により営業秘密の漏えいが疑われる場合、以下の初期的な対応が考えられる。

(1) 初期的な事実確認

入退室記録、コンピュータログ、その他の情報へのアクセス記録等による事実関係の確認を行う。

(2) 調査

関係者へのインタビュー、デジタルフォレンジックなど、より詳細な情報を得るための調査を行う。これらの活動は、営業秘密の漏えいに関する証拠を収集することを目的としている。

(3) 被害分析

営業秘密の保有会社及び保有会社に関係する第三者への被害状況の分析を行う。第三者との関係では、例えば、顧客に関する個人情報の漏洩の有無の分析などが考えられる。

(4) 救済手段の検討

本マニュアル第1章第5に記載のとおり、法律2000年第30号に基づき、営業秘密の侵害に対する救済には、民事上の請求と刑事上の請求の2種類がある。

民事上の訴えは、インドネシアの管轄地方裁判所に提起する必要がある（又は、当事者間で仲裁又は代替的紛争解決の合意を行っている場合は、合意した紛争解決手続に従う）。民事上の請求では、原告は、損害賠償請求及び法律2000年第30号第4条に言及されている全ての行為の停止を請求することが可能である。

刑事上の請求は、法律2000年第30号第17条に規定されている場合に可能となる。刑事手続は、営業秘密の保有者に補償又は賠償を認めるものではないが、民事上の請求と比較して、刑事上の請求がより頻繁に利用されているようである。刑事告訴は、事案によっては、民事上の和解交渉に向けた圧力の観点から有効と言えるだろう。

一般的に、営業秘密を侵害した者に対して、刑事訴訟における確定判決が出された後の方が、民事訴訟で勝訴することが容易となる。民事手続及び刑事手続が同時に進行している場合は、刑事訴訟における確定判決が出るまで民事訴訟が中断されるかどうかは、裁判官の判断に委ねられる。

なお、法律2000年第30号に法定されている手続以外にも、状況に応じて、秘密保持契約等の契約違反を理由とする民事上の請求及び従業員に対する懲戒処分も選択肢となる。営業秘密の漏えい時の救済手段に関しては、会社の毅然とした態度を示す必要性（営業秘密の侵害者に対して寛容な対応を取ったために、悪しき先例を作ってしまうということもインドネシアではあり得るので注意が必要である）、会社の営業秘密の保護、第三者による使用の阻止、及びコスト等を総合考慮して、事案ごとに適切な対応を選択する必要がある。

(5) 再発防止

上記①から④までの対応後は、あらためて原因を分析し、再発防止策を検討していくべきである。

第3章 各種関連書類参考書式（フォーム）

CONTOH DARI KLAUSUL KERAHASIAAN UMUM DALAM PERJANJIAN KERJA/ EXAMPLE OF GENERAL CONFIDENTIALITY CLAUSE IN EMPLOYMENT AGREEMENT（雇用契約の中の秘密保持条項例）

Semua data, informasi, dokumen yang disiapkan, dibuat, disusun, disimpan atau digunakan oleh Karyawan selama masa kerja Karyawan dengan Perusahaan termasuk setiap kekayaan intelektualnya merupakan milik Perusahaan dan data, informasi, dokumen-dokumen tersebut harus dikembalikan kepada Perusahaan setelah pemutusan hubungan kerja atau berakhirnya perjanjian kerja Karyawan dengan Perusahaan.

Karyawan wajib merahasiakan dari pihak ketiga manapun semua data, informasi, dokumen-dokumen, pengalaman, pengetahuan, dan keahlian baik yang bersifat teknis atau komersil yang diberikan kepada Karyawan atau pengetahuan yang didapatkan Karyawan sehubungan dengan pekerjaan Karyawan di Perusahaan, kecuali Perusahaan telah menyetujui pengungkapan tersebut.

Karyawan dilarang memiliki atau menyimpan dalam kepemilikannya setiap data, informasi, dokumen-dokumen atau salinannya dengan cara apapun, yang dimiliki oleh Karyawan dengan alasan pekerjaan Karyawan untuk Perusahaan, kecuali sejauh dan selama penyimpanan data, informasi, dokumen-dokumen atau salinannyatersebut dibutuhkan untuk pelaksanaan tugasnya untuk Perusahaan dan dengan persetujuan sebelumnya dari Perusahaan.

All data, information, documents prepared, made, compiled, held or used by the Employee during the Employee's employment with the Company including any intellectual property thereof shall be the property of the Employer and such data, information, documents must be returned to the Company upon termination or expiration of the Employee's employment with the Company.

The Employee must keep secret from any third parties all data, information, documents, experiences, know-how, and expertise whether technical or commercial made available to the Employee or coming to the Employee knowledge in connection with the Employee's employment with the Company, unless the Company has agreed on the disclosure thereof.

The Employee is prohibited from having or keeping in its private possession any data, information, documents or copies thereof in any manner whatsoever, which are in the Employee's possession by reason of the Employee's work for the Company, except in so far as and so long as such is required for the performance of its duties for the Company and with the prior approval from the Company.

**PERJANJIAN KERAHASIAAN/ PERJANJIAN NON KOMPETISI/
NON-DISCLOSURE/ NON-COMPETITION AGREEMENT**
(雇用契約とは別に秘密保持・協業避止契約を締結する場合の書式)

Perjanjian ini dibuat pada [tanggal]

This Agreement is made on [Date]

ANTARA:

BETWEEN:

- (1) [***], suatu perseroan terbatas yang didirikan dan berdiri berdasarkan hukum Indonesia, berkedudukan di [***] ("**Perusahaan**"),

- (1) [***], a limited liability company established and existing under the laws of Indonesia, having its domicile in [***] (the "**Company**"),

And

- Dan**
(2) [***], pemegang kartu identitas nomor [***], beralamat di [***] ("**Karyawan**").

- (2) [***], the holder of identity card number [***], having his address at [***] (the "**Employee**").

Perusahaan dan Karyawan selanjutnya secara bersama-sama disebut sebagai "**Para Pihak**" dan masing-masing disebut sebagai "**Pihak**".

The Company and the Employee shall hereinafter collectively be referred to as the "**Parties**," and individually a "**Party**."

Para pihak pertama-tama menjelaskan hal-hal sebagai berikut:

The Parties firstly explain the following:

1. Karyawan bekerja di Perusahaan berdasarkan perjanjian kerja tanggal [***] ("**Perjanjian Kerja**").
2. Para Pihak bermaksud untuk mau mengatur kesepahaman dan kesepakatan sehubungan dengan Informasi Rahasia yang dapat diperoleh Karyawan selama masa kerja Karyawan di Perusahaan

1. The Employee is working for the Company based on employment agreement dated [***] ("**Employment Agreement**").

2. The Parties wish to set out their understanding and agreement in relation to Confidential Information that Employee may obtain during the Employee's employment with Company.

DISEPAKATI:

IT IS AGREED:

1. "**Informasi Rahasia**" mencakup semua informasi yang dikumpulkan atau diperoleh selama masa kerja Karyawan di Perusahaan yang belum menjadi pengetahuan publik pada saat

1. "**Confidential Information**" includes all information gathered or acquired in the course of Employee's employment with Company which is not already in the public domain at the commencement of the

dimulainya Perjanjian Kerja baik pada saat ditetapkan dalam bentuk tulisan ataupun ungkapan penetapan lainnya, baik milik ataupun yang berkaitan dengan Perusahaan, pelanggannya atau rekan bisnisnya dan baik yang berkaitan dengan hal-hal berikut ataupun sebaliknya:

- a. hal-hal teknis termasuk rahasia dagang, proses atau perangkat, program computer, kode sumber (*source code*), kode objek (*object codes*), data pengetahuan, rumus, penemuan, metode, prosedur teks, prosedur control kualitas, hasil, rencana, diagram, skema, desain dan persyaratan, spesifikasi, fitur, dan karakteristik produk yang dipasok ataupun dikembangkan;
 - b. hal-hal yang berkaitan dengan usaha termasuk biaya, keuntungan, keuangan, kebijakan penetapan harga, harga penawaran, pasar, penjualan, pemasok, pelanggan dan kebiasaan pembeli atau hal-hal khusus lainnya, karyawan, rencana produk, rencana pemasaran, metode atau strategi; dan
 - c. informasi lain yang dianggap ataupun materi yang dikategorikan sebagai rahasia.
2. Karyawan dengan ini mengetahui bahwa karyawan akan mendapatkan akses kepada Informasi Rahasia selama masa kerja Karyawan di Perusahaan

Employment Agreement whether reduced to writing or other permanent expression, whether belonging or relating to Company, its customers or business associates and whether relating to any of the following or otherwise:

- a. technical matters including trade secret, processes or devices, computer programs, source codes, object codes, know-how data, formulas, inventions, methods, text procedures, quality control procedures, results, plans, diagrams, schematics, designs and requirements, specifications, features, functions and characteristics of products being supplied or developed;
- b. business matters including costs, profits, finances, pricing policies, prices offered, markets, sales, suppliers, customers and their buying habits or other particulars, employees, products plans, marketing plans, methods or strategies; and
- c. any other information disclosed or materials described as confidential.

The Employee hereby acknowledges that the Employee will gain access to Confidential Information in the course of the Employee's employment with the Company and undertakes and agrees with the Company that the Employee will:

dan menjamin serta berjanji kepada kepada Perusahaan bahwa karyawan akan:

- a. tidak memberikan atau mengungkapkan Informasi Rahasia kepada pihak manapun tanpa persetujuan tertulis sebelumnya dari Perusahaan;
- b. menggunakan Informasi Rahasia hanya untuk tujuan melakukan kewajiban pekerjaan Karyawan sesuai dengan arahan atau instruksi Perusahaan dan bukan karena alasan lain apapun;
- c. menjaga kerahasiaan dan keamanan Informasi Rahasia sampai kapanpun dan melakukan langkah-langkah yang patut dilakukan untuk menjaga keamanan yang memadai sehubungan dengan kerahasiaan Informasi Rahasia dan mencegah akses yang tidak sah dalam pengaksesan Informasi Rahasia;
- d. mematuhi arahan yang mungkin diberikan oleh Perusahaan tentang penyimpanan Informasi Rahasia dari waktu ke waktu;
- e. tidak membuat salinan atau pembuatan kembali atau membuat dalam bentuk tulisan atau bentuk lainnya atau menyimpan catatan apapun dari Informasi Rahasia apapun tanpa persetujuan tertulis sebelumnya dari Perusahaan;

- a. not reveal or disclose the Confidential Information to any party without the prior written consent of the Company;
- b. use the Confidential Information only for the purpose of carrying out the Employee's employment obligations in accordance with the directions or instructions of the Company and not for any other reason whatsoever;
- c. keep the Confidential Information confidential and secret at all times and take reasonable measures to maintain sufficient security with regard to the confidentiality thereof and so as to prevent unauthorized access thereto;
- d. comply with such directions as may be given by the Company on the storage of the Confidential Information from time to time;
- e. not make any copies or reproductions of or reduce into writing or other expression or keep any records of any of the Confidential Information without the prior written consent of the Company;
- f. at any time whether during or after the termination/expiration of the Employee's employment with the Company for any reasons whatsoever, forthwith

- f. pada waktu kapan pun baik selama atau setelah keputusan/berakhirnya masa bekerja Karyawan di Perusahaan karena alasan apapun, segera menyampaikan Informasi Rahasia kepada Perusahaan dengan cara atau bentuk apapun dan semua salinannya yang berada dalam kepemilikan atau kendali Karyawan; dan
 - g. tidak membuat pengumuman ataupun siaran pers atau memberikan wawancara pers atau menjawab pertanyaan pihak ketiga manapun atau memberikan informasi apapun kepada pihak ketiga manapun mengenai Perusahaan, praktik dan prosedur bisnis Perusahaan, dan juga pelanggan Perusahaan tanpa persetujuan tertulis sebelumnya dari Perusahaan.
3. Karyawan selanjutnya mengetahui bahwa Perusahaan dapat bertanggungjawab kepada pelanggannya ataupun pihak ketiga lainnya jika terjadi pelanggaran oleh Karyawan terhadap salah satu hal yang disebutkan diatas dan setuju untuk melepaskan Perusahaan dari tanggungjawab atas pelanggaran hal-hal tersebut.
 4. Mengingat pentingnya Informasi Rahasia, setelah meninggalkan pekerjaan di Perusahaan karena alasan apapun dan dalam jangka waktu [satu] tahun setelahnya, Karyawan dilarang secara langsung maupun tidak langsung:
 - a. memberikan layanan kepada organisasi atau perusahaan
 - b. deliver to the Company the Confidential Information in any manners or forms and all copies thereof that are in the Employee's possession or control; and
 - g. not make any announcement or press release or give any press interview or answer any third party enquiry or otherwise provide any information to any third party regarding the Company, its business practice and procedures and the customers of the Company without the Company's prior written consent.
 5. The Employee further acknowledges that the Company may be liable to its customers or other third parties in the event of any breach by the Employee of any of the aforesaid and agrees to keep the Company harmless from any such breach.
 6. Given the importance of the Confidential Information, upon leaving the employment with the Company for any reason and within a period of [one] year thereafter, the Employee shall not directly or indirectly:
 - a. render service to any organization or firm (either by employment or otherwise) which is in direct competition with the Company;
 - b. divert or seek to divert business from any of the

manapun (baik dengan perjanjian kerja ataupun hal lainnya) yang bersaing secara langsung dengan Perusahaan;

- b. mengalihkan atau berusaha mengalihkan bisnis dari salah satu pelanggan Perusahaan.

- 5. Semua kewajiban yang diatur di dalam perjanjian ini akan tetap berlaku setelah pengakhiran Perjanjian Kerja.

Company's customers.

- 5. All obligations set out in this Agreement shall survive the termination of the Employment Agreement.

CONTOH PERJANJIAN KERAHASIAAN DENGAN PIHAK KETIGA (PARTNER
BISNIS)/ EXAMPLE OF NON-DISCLOSURE AGREEMENT WITH THIRD PARTY
(BUSINESS PARTNER) (外部の第三者との間での秘密保持契約例)

Perjanjian ini dibuat pada [tanggal]

This Agreement is made on [Date]

ANTARA:

BETWEEN:

- (1) [AAA], suatu perseroan terbatas yang didirikan dan berdiri berdasarkan hukum Indonesia, berkedudukan di [***],

- (1) [AAA], a limited liability company established and existing under the laws of Indonesia, having its domicile in [***],

Dan

And

- (2) [BBB], suatu perseroan terbatas yang didirikan dan berdiri berdasarkan hukum Indonesia, berkedudukan di [***].

- (2) [BBB], a limited liability company established and existing under the laws of Indonesia, having its domicile in.

AAA dan BBB selanjutnya secara bersama-sama disebut sebagai “**Para Pihak**” dan masing-masing sebagai “**Pihak**”

AAA and BBB shall hereinafter collectively be referred to as the “**Parties**,” and individually a “**Party**.”

Para Pihak pertama-tama menjelaskan sebagai berikut:

The Parties firstly explain the following:

1. AAA bermaksud untuk bekerjasama dengan BBB untuk [***] (“**Pekerjaan**”);
2. Untuk pelaksanaan Pekerjaan tersebut, AAA akan mengungkapkan Informasi Rahasia (sebagaimana didefinisikan di bawah) kepada BBB.
3. Para Pihak bermaksud untuk mengatur pemahaman dan kesepakatan mereka tentang bagaimana perlakuan terhadap Informasi Rahasia.

1. AAA wishes to engage BBB to [***] (the “**Work**”);
2. For the performance of the Work, AAA will disclose Confidential Information (as defined below) to BBB.
3. The Parties wish to set out their understanding and agreement on how the Confidential Information must be treated.

Berdasarkan hal-hal di atas, Para Pihak menyetujui sebagai berikut:

Based on the above, the Parties agree as follows:

1. **Definisi**

1. **Definitions**

1.1. “**Informasi Rahasia**” berarti:

1.1. “**Confidential Information**” means:

- a. setiap dan semua informasi

- a. any and all confidential and

rahasia dan yang merupakan hak milik, serta hak kekayaan intelektual yang terkandung di dalamnya (termasuk paten, hak cipta, rahasia dagang, dan hak kekayaan intelektual lainnya; hal yang sama berlaku selanjutnya), yang diungkapkan, baik secara tertulis maupun lisan, oleh salah satu Pihak (**“Pihak yang Mengungkapkan”**) kepada pihak lain (**“Pihak yang Menerima Pengungkapan”**), yang mencakup, tanpa batasan, data penelitian, informasi keuangan, rencana dan prakiraan bisnis, rencana penjualan dan pemasaran dan informasi, serta daftar pelanggan, yang berkaitan dengan Pihak yang Mengungkapkan, Afiliasi manapun (sebagaimana didefinisikan di bawah) dari Pihak yang Mengungkapkan, dan/ atau Pekerjaan (**“Informasi Rahasia Utama”**), dan semua analisis, kompilasi, studi dan catatan serta dokumen lain yang disiapkan oleh Pihak yang Menerima Pengungkapan dan/atau Perwakilannya (sebagaimana didefinisikan di bawah) yang berisi ataupun mencerminkan informasi tersebut atau tinjauan atau analisis Pihak yang Menerima Pengungkapan atas informasi tersebut (**“Informasi Rahasia Sekunder”**); dan

- b. pendapat apapun dari Pihak yang Mengungkapkan atau Perwakilannya tentang ataupun mengenai Informasi Rahasia sebagaimana dimaksud di dalam poin **a.** di atas dan adanya negosiasi, diskusi, konsultasi, atau kesepakatan bisnis yang sedang berlangsung antara Para Pihak.

proprietary information, as well as the intellectual property rights therein (including patent, copyright, trade secret and other intellectual property rights; the same applies hereinafter), disclosed, whether in writing or orally, by one Party (the **“Disclosing Party”**) to the other Party (the **“Receiving Party”**), which includes, without limitation, research data, financial information, business plans and forecasts, sales and marketing plans and information, and customer lists, relating to the Disclosing Party, any Affiliate (as defined below) of the Disclosing Party, and/or the Work (**“Primary Confidential Information”**), and all analyses, compilations, studies and other records and documents prepared by the Receiving Party and/or its Representatives (as defined below) which contain or otherwise reflect such information or the Receiving Party’s review or analysis of such information (**“Secondary Confidential Information”**); and

- b. any opinion of the Disclosing Party or any of its Representatives on or regarding the Confidential Information referred to in **a.** above and the existence of any business negotiations, discussions, consultations, or agreements in progress between the Parties.

“Affiliate” means **any** company, corporation, or other entity, which

2. **“Afiliasi”** berarti setiap perusahaan, perseroan, atau entitas lain, yang mengendalikan, dikendalikan oleh, atau berada di bawah kendali yang sama dengan salah satu pihak pada tanggal Perjanjian ini dan akan dianggap sebagai Afiliasi hanya selama kepemilikan atau kendali, secara langsung atau tidak langsung, memenuhi persyaratan yang ditetapkan di sini. Untuk tujuan definisi ini, **“kendali”** berarti kepemilikan atau kendali, secara langsung atau tidak langsung, lebih dari lima puluh persen (50%) saham yang memiliki hak suara, atau hak setara lainnya dari entitas subjek yang berhak untuk mengeluarkan hak suara.

3. **Kewajiban Para Pihak.** Kecuali sejauh Pihak yang Menerima Pengungkapan dapat secara tegas diberikan wewenang oleh Pihak yang Mengungkapkan secara tertulis untuk melakukannya, Pihak yang Menerima Pengungkapan setuju bahwa Pihak yang Menerima Pengungkapan tidak akan menggunakan, menyebarluaskan, atau dengan cara apapun mengungkapkan Informasi Rahasia Pihak yang Mengungkapkan kepada orang atau entitas manapun, kecuali:

- (i) kepada direktur, pejabat, karyawan, atau Afiliasinya dan penasihat, penjamin, penyedia layanan, auditor Pihak yang Menerima Pengungkapan (secara bersama-sama disebut sebagai **“Perwakilan”**) yang perlu mengetahui Informasi Rahasia tersebut dan yang sebelumnya telah setuju (baik sebagai syarat kerja atau untuk mendapatkan Informasi Rahasia) yang terikat oleh syarat dan ketentuan Perjanjian ini, kecuali Perwakilan itu memiliki kewajiban untuk menjaga

controls, is controlled by, or is under common control with a party as of the date hereof and shall be considered as an Affiliate only as long as the ownership or control, directly or indirectly, meets the conditions set forth herein. For the purposes of this definition, **“control”** means ownership or control, directly or indirectly, of more than fifty percent (50%) of the shares having voting rights, or other equivalent rights of the subject entity entitled to vote.

3. **Obligations of the Parties.** Except insofar as the Receiving Party may be expressly authorized by the Disclosing Party in writing to do so, the Receiving Party agrees that it will not make use of, disseminate, or in any way disclose the Disclosing Party’s Confidential Information to any person or entity, except:

- (i) to the Receiving Party’s directors, officers, employees, or those of its Affiliates and advisors, insurers, service providers, auditors (collectively, the **“Representatives”**) who need to know such Confidential Information and who have previously agreed (either as a condition of employment or in order to obtain the Confidential Information) to be bound by the terms and conditions of this Agreement unless such Representatives have the obligation to keep confidentiality under laws or regulations; and

kerahasiaan berdasarkan
peraturan perundang-
undangan; dan

- (ii) semata-mata berhubungan dengan Pekerjaan, Pihak yang Menerima Pengungkapan harus memperlakukan semua Informasi Rahasia dari Pihak yang Mengungkapkan secara hati-hati layaknya Informasi Rahasiannya miliknya sendiri, mengambil langkah-langkah dan tindakan pencegahan untuk melindungi Informasi Rahasia dari pengungkapan yang tidak sah yang melanggar Perjanjian ini, dan memberi tahu Pihak yang Mengungkapkan secara tertulis segera setelah mengetahui terjadinya pengungkapan Informasi Rahasia yang tidak sah atau pelanggaran lain terhadap Perjanjian ini. Terlepas dari ketentuan lain dari Perjanjian ini, Pihak yang Menerima Pengungkapan bertanggungjawab atas pelanggaran apa pun dari ketentuan yang diatur di dalam Perjanjian ini yang dilakukan oleh Perwakilannya mana pun.

4. Penyalinan dan Pembuatan Kembali Materi-Materi.

Pihak yang Menerima Pengungkapan dilarang menyalin atau membuat kembali dengan cara apapun (termasuk, tanpa batasan, menyimpan di Komputer atau sistem elektronik apapun) informasi atau dokumen apapun yang berisi Informasi Rahasia Utama tanpa persetujuan tertulis sebelumnya dari Pihak yang Mengungkapkan, selain yang berhubungan dengan tujuan Pekerjaan.

5. Pengecualian

- 5.1. Kewajiban Para Pihak yang ditetapkan pada Perjanjian ini

- (ii) solely in connection with the Work. The Receiving Party shall treat all Confidential Information of the Disclosing Party with the same degree of care as it accords to its own Confidential Information, take steps and precautions to protect the Confidential Information against unauthorized disclosure in violation of this Agreement, and notify the Disclosing Party in writing immediately upon it becoming aware of the occurrence of any unauthorized release of the Confidential Information or other breach of this Agreement. Notwithstanding any other provision of this Agreement, the Receiving Party shall be responsible and liable for any breach of the provisions herein by any of its Representatives.

4. Copy and Reproduction of Materials.

The Receiving Party shall not copy or reproduce in any way (including, without limitation, store in any computer or electronic system) any information or documents containing Primary Confidential Information without the Disclosing Party's prior written consent, other than in connection with the purpose of the Work.

5. Exceptions

- 5.1. The obligations of the Parties set forth herein shall not apply to

tidak berlaku untuk informasi yang:

- (i) Sudah menjadi pengetahuan publik, atau telah menjadi pengetahuan publik setelah, waktu pengungkapan oleh Pihak yang Mengungkapkan kepada Pihak yang Menerima Pengungkapan bukan disebabkan oleh kesalahan Pihak yang Menerima Pengungkapan;
- (ii) telah pada kekuasaan Pihak yang Menerima Pengungkapan secara sah, bebas dari kewajiban kerahasiaan apapun pada atau sebelum tanggal Perjanjian ini;
- (iii) dikembangkan secara independen oleh atau atas nama Pihak yang Menerima Pengungkapan; atau
- (iv) selanjutnya secara sah dan dengan itikad baik diperoleh Pihak yang Menerima Pengungkapan dari pihak ketiga yang independen tanpa kewajiban kerahasiaan atau tanpa penggunaan.

5.2. Pihak yang Menerima Pengungkapan juga dapat mengungkapkan Informasi Rahasia Pihak yang Mengungkapkan seminimal mungkin sebagai tanggapan atas perintah yang sah oleh pengadilan atau badan pemerintah lainnya dari

any information that:

- (i) was in the public domain at, or has come into, the public domain after, the time it was disclosed by the Disclosing Party to the Receiving Party through no fault of the Receiving Party;
- (ii) was rightfully in the Receiving Party's possession free of any obligation of confidentiality at or prior to the date of this Agreement;
- (iii) independently developed by or on behalf of the Receiving Party; or
- (iv) was subsequently lawfully and in good faith obtained by the Receiving Party from an independent third party without confidentiality or non-use obligations.

5.2. The Receiving Party may also disclose the Disclosing Party's Confidential Information to a minimum extent in response to a valid order by a court or other government body of competent jurisdiction, by the rules of any applicable securities exchange or otherwise as required by laws or regulations. Prior to any disclosure pursuant to this

yurisdiksi lainnya untuk yurisdiksi yang kompeten, oleh aturan bursa efek yang berlaku atau sebagaimana diwajibkan oleh undang-undang atau peraturan. Sebelum pengungkapan apapun sesuai dengan **Klausul 4.2**, Pihak yang Menerima Pengungkapan setuju, sejauh dapat dipraktikkan dan diizinkan oleh peraturan perundang-undangan, untuk memberi pemberitahuan kepada Pihak yang Mengungkapkan dengan rincian yang wajar tentang keadaan penggunaan atau pengungkapan yang diusulkan dan informasi yang relevan untuk digunakan atau diungkapkan.

6. Pengembalian dan Penghancuran Materi.

Pihak yang Menerima Pengungkapan harus segera (i) atas permintaan oleh Pihak yang Mengungkapkan atau (ii) atas permintaan oleh Pihak yang Mengungkapkan dalam hal Pekerjaan tidak dilanjutkan atau Pekerjaan telah selesai atau diakhiri, mengirimkan kepada Pihak yang Mengungkapkan semua materi yang berisi Informasi Rahasia, termasuk namun tidak terbatas pada salinannya, jika ada (misalnya, semua analisis, kompilasi, studi dan catatan serta dokumen lain yang berisi Informasi Rahasia yang disiapkan oleh Pihak yang Menerima Pengungkapan dan/atau Perwakilannya), dengan ketentuan bahwa Pihak yang Menerima Pengungkapan dapat, sehubungan dengan materi yang mengandung Informasi Rahasia Sekunder, atas instruksi tertulis dari Pihak yang Mengungkapkan memilih menghancurkan materi tersebut. Terlepas dari hal di atas, Pihak yang Menerima Pengungkapan dapat mempertahankan, tunduk pada

Clause 4.2, the Receiving Party agrees, to the extent practicable and permissible by law and regulation, to give notice to the Disclosing Party with reasonable details of the circumstances of the proposed use or disclosure and of the relevant information to be used or disclosed.

6. Return and Destruction of Materials.

The Receiving Party shall immediately (i) upon request by the Disclosing Party or (ii) upon demand by the Disclosing Party in the event that the Work does not proceed or the Work has been completed or terminated, deliver to the Disclosing Party all material containing Confidential Information, including but not limited to copies thereof, if any (for example, all analyses, compilations, studies, and other records and documents containing Confidential Information prepared by the Receiving Party and/or its Representatives), provided that the Receiving Party may, in respect of material containing Secondary Confidential Information, at the written instructions of the Disclosing Party opt instead to destroy such material. Notwithstanding the foregoing, the Receiving Party may retain, subject to this Agreement, any Confidential Information to the extent reasonably necessary to comply with a law or regulation or with its internal policies on corporate governance, risk management, taxation or audit.

Perjanjian ini, setiap Informasi Rahasia apapun sejauh yang diperlukan secara wajar untuk mematuhi peraturan perundang-undangan atau dengan kebijakan internalnya tentang tata kelola perusahaan, manajemen resiko, perpajakan atau audit.

7. **Tidak Ada Pemberian Hak.** Pihak yang Mengungkapkan memiliki semua hak dalam Informasi Rahasia dan tidak ada hak atau kewajiban selain yang secara tegas terkandung dalam Perjanjian ini yang diberikan atau tersirat dari Perjanjian ini. Tidak ada hak dengan lisensi atau lainnya yang diberikan, secara tersurat maupun implisit, untuk setiap penemuan atau peningkatan yang dibuat, dikandung atau diperoleh sebelum atau setelah tanggal perjanjian ini terkait dengan Informasi Rahasia. Pihak yang Mengungkap menjamin kepada Pihak yang Menerima Pengungkapan dan Pihak yang Menerima Pengungkapan mengakui bahwa Informasi Rahasia dan semua hak kekayaan intelektual dalam Informasi Rahasia, jika ada, adalah, dan akan tetap, menjadi milik eksklusif Pihak yang Mengungkapkan atau Afiliasinya.
8. **Tidak Ada Pernyataan atau Jaminan.** Pihak yang Menerima Pengungkapan mengakui bahwa Pihak yang Mengungkapkan tidak membuat pernyataan atau jaminan mengenai keakuratan atau kelengkapan Informasi Rahasia, baik tersurat maupun tersirat (termasuk tingkatan informasi) dan Pihak yang Mengungkapkan, Afiliasinya, atau perwakilan masing-masing tidak memiliki kewajiban apapun kepada Pihak yang Menerima Pengungkapan atau orang lain sehubungan dengan penggunaan atau ketergantungan pada Informasi Rahasia tersebut atau kesalahan apa pun di dalamnya ataupun kelalaian yang ada.

7.

No Rights Granted. The Disclosing Party reserves all rights in the Confidential Information and no rights or obligations other than those expressly contained in this Agreement are granted or to be implied from this Agreement. No rights by license or otherwise is granted, expressly or implicitly, for any invention, discovery or improvement made, conceived or acquired prior to or after the date of this Agreement relating to the Confidential Information. The Disclosing Party warrants to the Receiving Party and the Receiving Party acknowledges that the Confidential Information and all intellectual property rights in the Confidential Information, if any, are, and will remain, the exclusive property of the Disclosing Party or its Affiliates.

8.

No Representation or Warranty. The Receiving Party acknowledges that the Disclosing Party makes no representation or warranty as to the accuracy or completeness of the Confidential Information, whether express or implied (including the currency of the information) and none of the Disclosing Party, its Affiliates, or their respective Representatives shall have any liability to the Receiving Party or any other person in connection with the use of or reliance upon such Confidential Information, or for any errors therein or omissions therefrom.

9.

Effective Term and Continuing Obligation. This Agreement shall be effective from the date of this Agreement until [DD/MM/YY], provided, however, that the term of this Agreement shall be automatically

9. **Jangka Waktu Efektif dan Kewajiban Berkelanjutan.** Perjanjian ini berlaku sejak tanggal perjanjian ini hingga [DD/MM/YY), dengan ketentuan, bagaimanapun, bahwa jangka waktu perjanjian ini akan diperpanjang secara otomatis untuk jangka waktu berturut-turut masing-masing satu tahun kecuali salah satu Pihak menyatakan niatnya untuk tidak memperbarui kepada pihak lain secara tertulis selambat-lambatnya satu bulan sebelum tanggal berakhirnya Perjanjian asli atau diperpanjang dari Perjanjian ini. Terlepas dari hal tersebut di atas, **Klausul 2, Klausul 3, dan Klausul 4** akan terus berlanjut dan tetap berlaku penuh selama tiga (3) tahun sejak berakhirnya atau pengakhiran Perjanjian ini.

10. **Perjanjian Terpisah.** Perjanjian ini dan pengungkapan Informasi Rahasia berdasarkan Perjanjian ini tidak akan menjadi atau menyiratkan janji, niat, atau kewajiban apa pun dari Pihak yang Mengungkapkan untuk menerima tawaran atau proposal apa pun yang mungkin dibuat oleh Pihak yang Menerima Pengungkapan atau atas namanya, selama negosiasi sehubungan dengan Pekerjaan. Jika Para Pihak kemudian menandatangani komitmen yang mengikat terkait dengan Pekerjaan, komitmen tersebut harus secara eksplisit dinyatakan dalam perjanjian tertulis terpisah yang dilaksanakan oleh Para Pihak. Para Pihak menegaskan bahwa setiap diskusi, korespondensi, dan kegiatan lain di bawah ini tidak ditafsirkan sebagai pembentukan kontrak yang berkaitan dengan substansi Pekerjaan tanpa pelaksanaan perjanjian tertulis terpisah tersebut.

11. **Putusan Pengadilan.** Pihak yang Menerima Pengungkapan mengakui dan menyetujui bahwa pelanggaran oleh Pihak yang Menerima Pengungkapan atau salah satu Perwakilannya atas janji atau

renewed for successive periods of one year each unless either Party expresses its intention not to renew to the other Party in writing no later than one month prior to the expiration date of the original or any extended term of this Agreement. Notwithstanding the foregoing, the **Clause 2, Clause 3 and Clause 4** shall continue and remain in full force for three (3) years from the expiration or termination of this Agreement.

10. **Separate Agreement.** This Agreement and the disclosure of Confidential Information hereunder shall not constitute or imply any promise, intention or obligation of the Disclosing Party to accept any offer or proposal which may be made by the Receiving Party or on its behalf, in the course of negotiations in connection with the Work. If the Parties subsequently enter into binding commitments relating to the Work, such commitments shall be explicitly stated in a separate written agreement executed by the Parties. The Parties affirm that any discussions, correspondence and other activities hereunder shall not be construed as forming a contract relating to the substance of the Work without execution of such separate written agreement.

11. **Injunctive Relief.** The Receiving Party acknowledges and agrees that a breach by the Receiving Party or any of its Representatives of the promises or obligations hereunder may result in irreparable and continuing damage to the Disclosing Party for which there may be no adequate remedy at law, and the Disclosing Party shall be entitled to seek injunctive relief and/or specific

kewajiban yang diatur di dalam Perjanjian ini dapat mengakibatkan kerugian yang tidak dapat diperbaiki dan berkelanjutan kepada Pihak yang Mengungkapkan yang mungkin tidak ada pemulihan yang memadai secara hukum, dan Pihak yang Mengungkapkan berhak untuk meminta ganti rugi dan/atau kinerja tertentu selain kerusakan, dan bantuan lain yang mungkin tepat dan diizinkan berdasarkan hukum.

12. Pengesampingan dan Modifikasi.

Tidak ada kegagalan untuk melaksanakan atau menunda dalam melaksanakan hak, kekuasaan, atau pemulihan apa pun oleh suatu Pihak yang beroperasi sebagai pengesampingan hak tersebut. Pelaksanaan tunggal atau sebagian hak, kekuasaan, atau ganti kerugian apa pun tidak menghalangi pelaksanaan lain atau lebih lanjut dari itu atau hak, kekuasaan, atau ganti kerugian lainnya. Pengesampingan tidak sah atau mengikat Pihak yang memberikan pengesampingan itu kecuali dibuat secara tertulis. Tidak ada amandemen atau variasi dari Perjanjian ini yang sah atau mengikat suatu Pihak kecuali dibuat secara tertulis dan dilaksanakan oleh pejabat yang berwenang dari Para Pihak.

13. Tidak dapat dilaksanakan. Ketentuan apa pun dari Perjanjian ini yang dilarang atau tidak dapat dilaksanakan di yurisdiksi mana pun tidak efektif untuk yurisdiksi tersebut hanya sejauh larangan atau ketidakberlakuannya. Ketidakefektifan ketentuan yang dilarang atau tidak dapat dilaksanakan tersebut, sebagaimana kasusnya, tidak akan membatalkan ketentuan lainnya dari Perjanjian ini atau memengaruhi validitas atau keberlakuan ketentuan tersebut di yurisdiksi lain mana pun.

14. Keseluruhan Perjanjian. Perjanjian ini berisi seluruh perjanjian antara Para Pihak sehubungan dengan pokok

performance in addition to damages, and any other relief as may be proper and allowed under law.

12. Waiver and Modification. No failure to exercise or delay in exercising any right, power or remedy by a Party operates as a waiver of such right. A single or partial exercise of any right, power or remedy does not preclude any other or further exercise of that or any other right, power or remedy. A waiver is not valid or binding on the Party granting that waiver unless made in writing. No amendment or variation of this Agreement is valid or binding on a Party unless made in writing executed by authorized officials of the Parties.

13. Unenforceability. Any provision of this Agreement that is prohibited or unenforceable in any jurisdiction is ineffective as to that jurisdiction only to the extent of the prohibition or unenforceability. Such ineffectiveness of the prohibited or unenforceable provision, as the case may be, shall neither invalidate the remaining provisions of this Agreement nor affect the validity or enforceability of that provision in any other jurisdiction.

14. Entire Agreement. This Agreement contains the entire agreement between the Parties with respect to its subject matter and supersedes all prior agreements and understandings, either orally or written, express or implied, between the Parties in connection

bahasannya dan menggantikan semua perjanjian dan pemahaman sebelumnya, baik secara lisan atau tertulis, tersurat maupun tersirat, antara Para Pihak sehubungan dengan hal tersebut.

15. Hukum yang Mengatur dan Penyelesaian Sengketa.

Perjanjian ini akan ditafsirkan dan diatur dalam segala hal oleh hukum Indonesia. Setiap perselisihan yang timbul dari atau sehubungan dengan Perjanjian ini, termasuk pertanyaan apa pun mengenai keberadaan, validitas, atau penghentiannya, akan dirujuk dan akhirnya diselesaikan melalui [pengadilan distrik [***]] **ATAU** [arbitrase di [***]] sesuai dengan Aturan Arbitrase [***] yang untuk saat ini berlaku, aturan mana yang dianggap dimasukkan dengan referensi dalam klausul ini. Majelis terdiri dari 1 (satu) orang arbiter.

16. Bahasa. Perjanjian ini ditandatangani dalam bahasa Inggris dan bahasa Indonesia. Jika terdapat perbedaan antara versi bahasa Inggris dan versi bahasa Indonesia dari perjanjian ini, versi bahasa Indonesia yang akan berlaku.

17. Salinan. Perjanjian ini dapat ditandatangani dalam beberapa salinan. Semua salinan merupakan satu instrumen. Dokumen yang dieksekusi, dipindai, dan ditransmisikan secara elektronik dan tanda tangan elektronik akan dianggap sebagai tanda tangan asli untuk tujuan Perjanjian ini dan semua hal yang terkait dengannya, dengan tanda tangan pindaian dan elektronik tersebut memiliki efek hukum yang sama dengan tanda tangan asli.

therewith.

15. Governing Law and Dispute Resolution.

This Agreement shall be construed and governed in all respects by the laws of Indonesia. Any dispute arising out of or in connection with this Agreement, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved through [the district court of [***]] **OR** [arbitration in [***]] in accordance with the Arbitration Rules of the [***] for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause. The tribunal shall consist of one (1) arbitrator.

16. Language.

This Agreement is executed in English and Indonesian languages. In the event of any conflict between the English language version and the Indonesian language version of this Agreement, the Indonesian version will prevail.

17. Counterparts.

This Agreement may be executed in any number of counterparts. All counterparts will constitute one instrument. Documents executed, scanned and transmitted electronically and electronic signatures shall be deemed original signatures for purposes of this Agreement and all matters related thereto, with such scanned and electronic signatures having the same legal effect as original signatures.

Klausul Non Kompetisi dan Kerahasiaan/Non-Compete and Confidentiality Clause

(退職合意書の中の秘密保持・協業禁止条項例)

"Karyawan tidak akan mengungkapkan kepada pihak ketiga informasi apapun mengenai Perusahaan. Selanjutnya, sejak Tanggal Efektif pemutusan hubungan kerja hingga [satu] tahun setelahnya, Karyawan tidak akan, secara langsung atau tidak langsung, (a) memberikan layanan kepada organisasi atau perusahaan mana pun (baik dengan perjanjian kerja atau lainnya) yang bersaing secara langsung dengan Perusahaan, dan (b) mengalihkan atau berusaha mengalihkan bisnis dari salah satu pelanggan Perusahaan."

"The Employee will not disclose to any third parties any information regarding the Company. Further, from the effective Date of employment termination until [one] year thereafter, the Employee will not, directly or indirectly, (a) render service to any organization or firm (either by employment or otherwise) which is in direct competition with the Company, and (b) divert or seek to divert business from any of the Company's customers."

経済産業省委託事業

インドネシアにおける営業秘密管理マニュアル

2023 年 3 月

禁無断転載

[調査受託]

TMI Associates (Singapore) LLP

独立行政法人 日本貿易振興機構

ジャカルタ事務所

本報告書は、2022 年度に日本貿易振興機構ジャカルタ事務所が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。